

日本紀標註

卷之十一

| | | | |
|------|----|----|---|
| 和書門 | | | |
| 類 | 號 | 函 | 架 |
| 四三七八 | 四三 | 二六 | 一 |
| 冊 | 冊 | 冊 | 冊 |

| | | | |
|------|----|---|---|
| 內閣文庫 | | | |
| 和書 | 類 | 號 | 冊 |
| 四三八 | 二六 | 三 | 七 |
| 冊 | 冊 | 冊 | 冊 |

(一十一)

| | |
|------|---------|
| 內閣文庫 | |
| 番號 | 和 43718 |
| 冊數 | 26 (11) |
| 函號 | 137 99 |



Kodak Gray Scale

A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19



© Kodak, 2007 TM: Kodak



有本館... 卷之十

廣田年... 謹注

天皇

天皇

天皇... 天皇

天皇... 天皇

天皇... 天皇

天皇... 天皇

天皇... 天皇



原本卷首
本書紀卷第十

大鷦鷯と申名

義元元年紀小

見正たり此天

皇を後小仁徳

と謚奉たり○

仲姫元景行天

皇の曾孫みて

五百城入彦皇

子の御孫品陀

真若王の御女

あり○讓位云

々應神四十年

日本紀標注卷之十一

敷田年治謹注

仁徳天皇

大鷦鷯天皇

大鷦鷯天皇、譽田天皇、之第四子

也、母曰仲姫命、五百城入彦皇子

之孫也、天皇幼而聰明、叡智、貌容

美麗、及壯仁寬慈惠、四十一年春

二月、譽田天皇崩、時太子菟道稚

○日本紀標注卷之十一

○一

紀を稱たり○蓋之如天云々の八字も、襄公十四年左傳及漢書高后紀不見也たり、此蓋之也、ウダキオフコト、とよめると、懐覆と云ふとあらむ○弟、上代色とも入とも、郎とも云ふも、惣て親マ○文獻も、論語不見をたり、注小文、典籍也、獻賢也

郎子、讓位、于大鷦鷯、尊、未即帝位、仍、詔、大鷦鷯、尊、夫君、天下、以治、萬民者、蓋之、如天、容之、如地、上有驩心、以使、百姓、百姓、欣然、天下、安矣、今、我也、弟之、且、文獻、不足、何敢、繼、嗣、位、登、天、業、乎

且長、足為、天下、之君、其先帝、立我

ブリと活き、風俗の意あり、猶綴、靖紀、小、風姿、岐嶷、少有、雄拔、之氣、とらる、処、小、注、せ、○宗廟以下、漢書文、帝紀の文を、少、易、たるのみ○皇位者、一日之、不可、空、文、選、勸、進、表、小、尊、位、不、可、久、虛、萬、機、不、可、久、曠、虛、一、日、則、尊、位、以、殆、曠、之、浹、辰、則、萬、機、以、亂、○籠、章、文、選、冊、魏、公

為太子、豈有能才乎、唯愛之者也、亦奉宗廟、社稷、重事也、僕之不佞、不足以稱、夫昆上而季下、聖君而愚臣、古今之常典焉、願王勿疑、須即帝位、我則為臣之助耳、大鷦鷯尊對言、先皇謂皇位者、一日之不可空、故預選明德、立王為貳、祚之以嗣、授之以民、崇其寵章、令聞於國、我雖不賢、豈棄先帝之命、輒從

九錫文、小、祚、之、
以、土、分、之、以、民、
弟、王、之、願、乎、固、辭、不、承、各、相、讓、之、

崇其寵章云々、年治此件を見る毎、尊くおむりしく、筆を投じて、机上进行さ
る時ふし、所をれ古人の行ひを見上、万代の鏡とて、習ひて人毎ふ、如此
こそ、所らまわし、業をりり、れ、彼夷齊太伯とて、云、める、行跡を、支那人
の筆の、まさびより、書出し、賢良ふめ、む、此御讓と等並ふ、思ひを、ぬ

額田大中彦皇
子、天皇の御
兄弟、原本中
を、仲、不作、り、
應神紀及下文
不、披、て、改、む、○
屯田也、官田不
て、諸国、み、り、
田部をして、假
し、む、○屯倉、金
仁紀、不、弥、夜、氣
と、り、て、彼、処

是時額田大中彦皇子、將掌倭屯
田及屯倉而、謂其屯田司、出雲臣、
之祖、淤宇宿禰曰、是、屯田者、自本
山守地、是以、今吾將治矣、爾之不
可掌、時、淤宇宿禰啓于皇太子、皇
太子謂之曰、汝、便啓大鷦鷯尊、於

不注しつ、天書
に、宣化、天皇元
年、夏、五月、辛、丑
朔、詔、修、造、諸、州
屯倉、收、藏、穀、稼、
蓄、積、諸、糧、備、凶
年、と、り、て、然、ル、ハ
大和国、ある、也、
別、ふ、して、他、と
お、ふ、じ、り、ら、ざ
は、り、柳、屯、田、の
み、別、あ、して、屯
倉、を、お、ふ、じ、き
り、委、も、知、ら、ざ
し、○屯田司、天
武紀、み、屯田司、
舎人、土師、連、馬
手、と、見、ゆ、○淤

是淤宇宿禰、啓大鷦鷯尊曰、臣所
任屯田者、大中彦皇子、距不令治、
大鷦鷯尊、問倭直祖麻呂曰、倭屯
田者、元謂山守地、是、如何、對言臣、
之、不知、唯、臣、弟、吾子、籠、知也、適、是
時、吾子、籠、遣、於、韓國、而、未、還、爰、大
鷦鷯尊、謂、淤宇曰、爾、躬、往、於、韓、國、
以、喚、吾子、籠、其、兼、日、夜、而、急、往、乃
差、淡路、之、海、人、八、十、為、水、手、爰、淤

宇宿祿、原本淤
を游小作、次
ふるもおあし
うとど、舊事紀
首注小、出雲氏
系譜を引て、意
宇、足奴、三島、足
奴之子とらる
小抄、て改む ○
山守地、應神五
年、紀小、令諸国
定、海人、及山守
部、按小此時、大
中、彦皇子を、大
山守皇子を扶
け、屯田を山守
地と偽り、奪え
むと謀りしふ

宇往^{マカリテ}于^ニ韓國、即^{ヒキキテ}率^ニ吾子籠^ヲ而來^{マシケリ}之、
因^テ問^ニ倭、屯田^{タラ}對^ニ言^ニ傳^ニ聞^ニ之、於^ニ纏^{マキ}向^{ムク}
玉城^ニ宮^ニ御宇^ニ、天皇^ノ之^ニ世^ニ、科^{オホセ}太子^ヲ大
足彦^ニ、尊^ニ定^ニ倭、屯田^ヲ也、是^ニ時^ニ、勅^ニ旨^ニ、凡^ニ
倭、屯田^ハ者、每^ニ御宇^ニ、帝皇^ノ之^ニ屯田^ニ也、
其^レ雖^ニ帝皇^ノ之^ニ子^ニ、非^ニ御宇^ノ者^ニ、不^レ得^ニ掌^{ツカサド}
矣、是^ニ謂^ハ山守^ノ地^ト、非^{ラズ}之^也、時^ニ大鷦鷯^ニ、
尊^ニ遣^ニ吾子籠^ヲ於^ニ額田^ニ、大^ニ中彦皇子^ニ、更^ニ無^ニ如^ニ何^ニ
而^レ、令^レ知^レ狀^{カタチヲ}、大^ニ中彦皇子^ニ、更^ニ無^ニ如^ニ何^ニ

○倭直^ニ神
武紀^ニ小見^ニ也
○吾子籠^ニ雄略紀^ニ小大倭國造^ニ、吾子籠^ノ宿祿^トとらる^ル ○玉城宮^ニ、垂仁天皇^ノ
宮所^ニ ○御宇^ニ、字書^ニ小天地四方^ニ、曰^ク宇^ト、御統^也也主^也と注^せ ○大足彦尊^ニ、景行天
皇^ヲを申^ス、

焉^ニ、乃^レ知^ル其^ノ惡^ニ、而^レ赦^テ之^ヲ勿^ツ罪^{セズ}
然後[、]大^ニ山守皇子^ニ、每^ニ恨^ニ先帝^ノ廢^レ之^ヲ
非^レ立^レ而^レ、重^ニ有^ニ是^ノ怨^ニ、則^レ謀^レ之^ヲ、曰^ク、我^レ殺^ス
太子^ヲ、遂^ニ登^ニ帝位^ニ、爰^ニ大鷦鷯^ニ、尊^ニ預^ニ聞^ニ
其^ノ謀^ニ、密^ニ告^ニ太子^ニ、備^レ兵^ヲ令^レ守^ニ、時^ニ太子^ニ
設^レ兵^ヲ待^レ之^ヲ、大^ニ山守皇子^ニ、不^レ知^ル其^ノ備^ニ
兵^ヲ、獨^ニ領^ニ數^ニ百^ニ兵士^ヲ、夜^ヨ半^ナ發^テ而^レ行^ニ之^ヲ、
會^フ明^ボ詣^ニ菟道^ニ、將^レ渡^レ河^ニ、時^ニ太子^ニ服^ニ布^ヲ

度子^ノ、孝德紀^ニ、及
三代實錄^ニ十六
小^ニ、渡子^ノ小作^ト也
又[、]和名抄^ニ大須
本^ニ、涉人^ノ今俗
云[、]和太^ノ之^ニ毛利^ト、

○日本紀標注卷之十一
四

一云和大利毛
利万葉十八
和多理母理布
彌毛麻宇氣受
云々度子船も
設むあり○知
破椰臂昔も千
早人あり即ち
もや振みおふ
し神代紀も残
賊暴惡神と
は処み注つ記
み知波夜夫流
宇避能和多理
途とあり是を菟道不つ
乎不惜之天とありを引出た
渡ふあり○佐烏刀利珥も
助辞あり初速からむと云

袍取檝櫓密接度子以載大山守
皇子而濟至于河中詔度子蹈船
而傾於是大山守皇子墮河而没
夏浮流之歌曰知破椰臂昔于旒
能和多利珥佐烏刀利珥破椰鷄
務臂昔辭和餓毛胡珥虛務然伏
兵多起不得著岸遂沈而死焉

○破椰鷄務臂昔辭も將速人みて辞も

○和餓毛胡珥虛務も我許處ふ來むあり一首の意も船を傾て流されつれむ
速からむ人も竿を執て横ふ我許來べしとあり初流もさぐら歌ひしを思
ふも歌てふものも古人
の言問の文もせむも社
考羅崇神紀も
仰和羅とある
不同地ふて山
城国綴喜郡も
あり○智破椰
臂等于泥能和
多利珥も上ふ
見むたや○和
多利涅珥も渡
出ふて俗も渡
場と云ふもあ
し記も涅を是
も作むり其も
渡るべき所を

令求其屍没於考羅濟時太子視
其屍歌之曰智破椰臂等于泥能
和多利珥和多利涅珥多氏屢阿
豆瑳由彌摩由彌伊枳羅牟苔虚
虚呂破望閑耐伊斗羅牟苔虚
呂破望閑耐望苔弊破枳彌烏於
望臂泥須惠弊破伊暮烏於望比

云○多氏屢阿
豆瑤由湫也所
植梓弓多和
名抄小梓木名
楸之屬也和名
阿豆佐と注し
此木高一丈餘
不過ず新葉紅
紫多ゆえ赤芽相と云、桐葉小似た、此木以て上代弓不作しゆえ續紀二
小歌斐国獻梓弓五百張、以充太宰府、又信濃国獻梓弓一千二十張、以充太宰府、
大神宮式も、梓弓二十四枝、見ゆ、是も次句を發さむため設たる詞あり
○摩由弥也、和名抄小檀をよみ、此木も本草小喬木不入也、樹體細、堪作斧柯と
注せり、啓蒙小葉水蠟樹、葉ニ似テ、短ク俗ニコバンノキと云、と注せり、又同書
小街牙を、マエとよみ、和名抄小久曾末由美、一云加波久末豆々良と注し、
高丈許秋不至、紅葉を、赤葉とよみ、ニシキ木とも云、右二種の中、弓不作し
も何とあり、是を真と云、弓を美たるあり、此樹河岸に並立てるを云、
むとして、上小梓弓とあり、弓小作る木を、並歌ひ終へ、○伊枳羅牟若の、伊
と發語ふて、伐らむとあり、其を斬らふて、大山守皇子をあり、○虚虚呂破望聞

葬于那羅山

泥、伊羅那鷄區、曾虚珥於望比、伽
那志鷄區、虚虚珥於望臂、伊枳羅
儒層區屢、阿豆瑤由瀨、摩由瀨、乃

耐也、心者雖思あり、○伊斗羅牟若の、伊と發語ふて、取むとあり、取と殺を云、
通證、小將射斬、又將射取多と云、とど射斬て、詞いり、多とむ、從ひぐ、○
虚虚呂破望聞耐也、上小あり、○望昔弊破也、本方者あり、○枳瀨鳥於望臂泥
も、君を思、出あり、○須惠弊破也、末方者あり、○伊暮鳥於望比泥也、妹を思、出
マ、○伊羅那鷄區、和名抄小、苛、小草生刺也、和名伊良と注し、新撰字鏡小、頰、伊良
加奈志、落窪物語二、鼻をいら、あし、はし、仰きて、十訓抄八、いまだ來たら
ざらむ報を、いらくしく願む云々、運歩色葉抄小、早意をイラ、シキとよ
み、易林本節用集小、利鬼をイラ、クと注せ、併思ふ、烈しく理、あきを、
伊良と云、マ、那鷄區を泣、ふて、樂くを樂、けくと云、ふあり、万葉十七、可
那之家口、許已爾思、出、伊良奈家久、曾許爾念、出、つる也、此御歌の詞を取、たる
なり、○曾虚珥於望比也、彼處小思ひあり、記小比、下傳とつりて、次ふるも
あじ、○伽那志鷄區也、悲しくあり、○虚虚珥於望臂也、此處小思ひあり、○伊
枳羅儒層區屢の、伊と發語ふて、不伐を來るあり、○阿豆瑤由瀨、摩由瀨、上小
あし、一首の意也、菟道川の邊、あれ、真弓の樹を伐る如く、大山守皇子を、斬むと
も思ひし、りど、或も崩坐し、天皇を思ひ出、或も皇子の妻を思ひ出、斬る忍び
を來し、ふて、末小梓弓真弓と、打返したるも、古哥の常あり、○那羅山、大和志添
傳、大山守皇子墓、又名鬼冢と記せ、

興宮室、山城風
土記不謂宇治
者、輕嶋豐明宮
御宇、天皇之子
宇治若郎子、造
桐原、日新宮、以
為宮室、因御名
号宇治、本名曰
許乃国矣。○鮮
魚、日本靈異記
小鮮をアセラ
ケキと注せり、
七セサの古仮
名あり、字書不
鮮、生魚あり、鳥
獸新殺曰鮮と
注し、日本靈異
記、生を安左

既而興宮室於菟道而居之、猶由
讓位於大鷦鷯、尊以久、不即皇位、
爰皇位空之、既經三載、時有海人、
賣鮮魚之苞苴、獻于菟道宮也、太
子令海人曰、我非天皇、乃返之、令
進難波、大鷦鷯尊亦返、以令獻菟
道、於是海人之苞苴、鱒於往還、更
返之、取他鮮魚而獻焉、讓如前日、
鮮魚亦鱒、海人苦於屢還、乃棄鮮

ラカルシテと
りるを併思ふ
不義を聞てた
れど、又字書不

魚而哭、故諺曰、有海人耶、因已物
以泣、其是之縁也

鮮、潔也、明也、と注し、名義類聚抄、頭事をアサラメゴトと注し、元亨元年高宮
假殿日記、御衣御裳云々、引阿佐夜加須と、りるを、奇麗ある意と聞てたり、右
二義、いづれありむ、急、不、定、が、し、○苞苴記、大贄、不、作、と、り、和名抄、不、苞苴、畏、
魚肉也、日本紀私記云、於保迹倍、俗云阿良萬岐と注せり、贄、新饗の略、○菟道
宮、万葉一、金野乃美草、葺葺、屋村、礼里之、免道乃宮子能、借五百磯所念、○鱒、和
名抄、鱒、魚肉、爛也、和語、阿佐留、新撰字鏡、魚肉、爛也、臭也、豆久佐之、又阿佐
礼太利、論語、魚、餒、而、肉、敗、不、食、○因已物、字の如く、已、物、ゆゑ、之、然、不、古、今
集、今、と、て、一、と、言、の、と、い、ろ、ひ、お、出、て、已、と、の、り、形、見、と、や、見、む、と、
る、物、ナ、ガ、ラ、と、云、べ、き、を、モノ、カ、ラ、と、云、マ、万葉六、見、渡、者、近、物、可、良、石、隱、加
我、欲、布、珠、乎、不、取、不、已、也、物、ユ、エ、あり、此、差、別、心、え、お、く、べ、し、泣、と、え、令、も、あ、い、を、
已、が、心、より、して、貢物を獻むと思ひ起したるふとの、え果さぬを悔いて泣くは
不此諺なり、後世に定まれる貢ものをも、年の不熟を口實として、左、右、
強、申、人情と、あ、い、ふ、たり、り、れ、古、を、學、ぶ、徒、も、古、人、の、心、を、我、心、と、して、
必、人、習、ふ、世、の、私、意、不、あ、い、ふ、は、い、ふ、を、ぬ、此、事、神、の、伊、吹、も、記、し、あ、い、つ

標擗、景行紀見也、○叫
哭、垂仁紀見也、○見
を、神代紀見也、○見
哭聲をよめ、
○不知所如、万
葉二、武世武為
便不知、爾同十
一、為便、胡粉
まど多り、
○
解髮跨屍以三
呼、通證我邦
招魂之法也、と
云、然も、らる
べし、
○有向天
皇之御許、按子
死、ても、魂を消
るもの、に、し、り

太子、曰、我知不可奪兄王之志、豈
久生之煩、天下乎、乃自死焉、時大
鷓鴣尊、聞太子薨、以驚之、從難波
馳之、到菟道宮、爰太子薨之、經三
日、時大鷓鴣尊、擗叫哭、不知所
如、乃解髮跨屍、以三呼、曰、我弟皇
子、乃應時而活、自起以居、爰大鷓
鴣尊、尊語太子、曰、悲兮、惜兮、何所以
歟、自逝之、若死者有知、先帝何謂

ら、ぬ、わ、父祖の
許、む、往通、よ、ら
む、し、上代より
云、繼來、より、
○
同母妹、才、菟道、
稚郎子、の、あり、
御母、才、宮主宅、
媛、ふ、て、八田、を
上、ふ、矢田、不、作
と、や、
○納、絲、履
中、紀、ふ、納、采、ふ
作、了、ア、ト、フル
コト、と、訓、ア、字
を、礼、昏、義、ふ、見
と、り、
○素、服、
允、恭、紀、ふ、也、皆
素、服、之、万、葉、二、高、市、皇、子、殞、宮、の、時、の、歌、ふ、遣、使、御、門、之、人、毛、白、妙、乃、麻、衣、著、云、々、
和、名、抄、ふ、縷、喪、服、也、不、知、古、路、毛、と、注、せ、り、是、も、俗、ふ、葛、布、と、云、も、の、ふ、て、賤、者、の

我乎、乃太子啓兄王、曰、天命也、誰
能留焉、若有向天皇之御所、具奏
兄王、聖之、且有讓矣、然聖王聞我
死、以急馳、遠路、豈得無勞乎、乃進
同母妹、八田皇女、曰、雖不足納絲
僅、充掖庭之數、乃且伏棺而薨、於
是大鷓鴣尊、素服為之、發哀哭之
甚慟、仍葬於菟道山上

服あはれを、葬具不用ひたり○菟道山、諸陵式、宇治墓、兔道、稚郎子皇子、在山城
国、宇治郡、北城、東西十二町、南北十二町、守戸三烟、志、在朝日山、墓畔有寺、曰興
聖寺、○巳卯三
日、○高津宮、攝
津志、東生郡
大阪、安国寺坂
北、有小祠、此其
古蹟、一名難波
宮、○聖色、和名
抄、聖之良豆
知、とらとど、如
此、よみて、上
代の事實、不符
む、已、藏る古
讀本、ふも、ウハ、ヌリ、セズ、とよめ、宜、從、ふべし、○楠、和名抄、楠、屋、四阿、大棟也、
須美木、白氏文集、三十九、楠、不、楠、今、輪、不、輪、云々、字鏡集、類聚、名義抄、平他、字類
抄、等、ふも、ヌミ、ギ、と注、せ、又、詩、魯、頌、小、松、楠、有、鳥、文、選、九、辨、詩、小、仰、觀、刻、楠、畫、龍
蛇、ふ、和、玉、篇、古、玉、篇、等、ふも、然、注、せ、り、若、タル、キ、あら、び、ふ、と、新、選、字、鏡、小、楠、介

元年春正月、丁丑朔、巳卯、大鷦鷯、
尊、即、天皇位、尊、皇后、曰、皇、大后、都、
難波、是、謂、高津宮、即、宮垣、室屋、弗、
聖色也、楠梁柱楹、弗、藻、餽也、茅茨、
之、蓋、弗、剖、齊也、此、不、以、私曲之故、
留耕續之時者也

太又、太利木、とら、て、即、垂木、を、本訓、あめ、れ、ど、此、も、ヌミ、ギ、とよむ、べし、○梁、和
名抄、宇都波利、と注、し、楹、も、同書、不、波、之、良、と注、せ、り、諸字書、の、訓、も、か、あ、じ、り
とむ、柱、楹、引、合、て、ハ、シ、ラ、とよむ、べし、○藻、餽、も、古、讀本、小、ミ、ガ、キ、カ、ザ、ラ、ス、と、
る、不、從、ふ、べし、論語、小、山、節、藻、稅、注、不、藻、水草、名、稅、梁、上、短、柱、也、文選、三、都、賦、序、
於、辭、則、易、為、藻、餽、云々、是、も、柱、不、藻、を、畫、き、防、火、の、厭、ひ、と云、る、支、那、国、の、俗、ふ、め
れ、ど、我、古、不、先、ら、る、業、も、ふ、う、マ、し、を、や、○茅、茨、之、蓋、も、萱、草、も、て、官、室、の、制、を、
檜、皮、不、易、し、も、漸、後、より、漢、書、司、馬、遷、傳、小、茅、茨、不、剪、注、不、屋、蓋、曰、茨、茅、茨、以、茅、覆
屋、也、○弗、剖、齊、の、剖、え、剪、の、誤、あ、る、べ、く、思、ど、姑、原、本、不、從、ふ、是、も、軒、の、端、を、も、剪
ら、ざ、り、し、を、云、○私、曲、も、ワ、タ、ク、シ、とよむ、べし、此、語、古、今、集、より、古、よ、み、た、る、を
見、ざ、れ、ど、易、べ、し、詞、を、あ、ら、ざ、れ、む、姑、古、讀本、不、從、ふ、管、子、小、公、法、行、而、私、曲、止、○
耕、續、云々、耕、も、男、行、續、も、女
巧、を、い、ふ、續、も、續、も、通、マ、
木、菟、和、名抄、小、
木、鬼、似、鷗、而、小、
兔、頭、毛、角、者、也、
和、名、都、久、或、云、
美々、都、久、新、撰、
字、鏡、小、木、菟、又、

初、天皇生日、木菟入于產殿、明旦
譽田、天皇、喚、大臣、武内、宿禰、語、之、
曰、是何、瑞也、大臣對言、吉祥也、復

功婦をよめり、是を鷓鴣とも云、鷓鴣不類て形小く、頭を猫の如し。○産殿、按ふ上代出産の家、みえ、新小家を作てし例、みて、是を産屋と云ふこと、神代紀に見えたり。○何瑞、原本何を、阿不誤り、瑞を色葉字類抄、難字記等、シルシと注し、万葉十九不從、古昔、無利之瑞云々。○吉祥、垂仁紀、夢祥以立為皇太子、按ふサガとて、性、字をもよみて、素より、けりもべきを云、又前表をも云、此も前表あり、

當昨日臣妻産時、鷓鴣入于産屋、是亦異焉、爰天皇曰、今朕之子、與大臣之子、同日共産、兼有瑞、是天之表焉、以爲取其鳥名、各相易名、子、爲後葉之契也、則取鷓鴣名、以名太子、曰大鷓鴣皇子、取木菟名、號大臣之子、曰木菟宿禰、是平群臣之始祖也、是年也大歲癸酉

古今六帖、不夏夜の子持、けらもの、はぐどかし、夜ふらく鳴て君をやてつゝ、列子、不黒牛生、白犢、以問孔子、孔子曰、此吉祥也。○昨日、舊讀キ瓜とて、キツの轉、あめ、ゆど、然、よみて、昨夜とされり、万葉十四、伎曾母許余比毛とて、昨夜も今夜もあり、故、昨日と改むべし。○鷓鴣、小鳥、みて、形雀に似たり、故、記不借て、大雀、命、み作り、委、神代紀、み、以、鷓鴣、羽、爲衣とて、けり、処、注しつ。○有瑞、是も舊讀の儘、ミヅとよむべし、治部式、み、大上中下の祥瑞を載たり。○平群臣も、大和国の郡名、平群、み、捩、たる姓、み、て、式、み、同郡紀、氏神社見、此宿禰を祭、是、み、あや、姓氏録、み、平群朝臣、武内宿禰、男、平群、都久宿禰、祿之後也、三代實録、五十、平群、臣、春雄等四人、賜、姓、朝臣、春雄自言、祖、出自、都久宿禰、矣、天武十三年、紀、み、平群、臣、賜、姓、曰、朝臣

戊寅八日、○磐之媛命、孝元天皇の御末、み、て、葛城、襲、津、彦の女、あり、式、み、伊豆、国、賀、茂、郡、伊波、乃、比、咩、命、神社、○大兄、去

二年春三月、辛未朔、戊寅、立磐之媛命、爲皇后、后生大兄、去來、總別天皇、住吉仲皇子、瑞齒別天皇、雄朝津間稚子宿禰、天皇、又妃日向

來穗別天皇也、
履中天皇を申

髮長媛、生大草香皇子、幡梭皇女

○住吉仲皇子、記ふ墨江之中津王ヲ作とリ ○瑞齒別天皇也、反正天皇を申 ○
雄朝津間稚子宿禰天皇也、允恭天皇を申 ○日向髮長媛、應神紀ハ日向有ニ穰
子名、髮長媛とリ、原本日を曰ハ誤ル也 ○大草香皇子、記ふ大日下王ヲ作と
リ、大を尊称、草香を河内国、河内郡の地名トて、此地ハ由リ御名ヲ給ハべし ○
幡梭皇女、記ふ波多毘能若郎
女ヲ作リ、名義詳カらむ

甲子六日 ○詠
徳、文選四子講

四年春二月、己未朔甲子、詔群臣

徳論ハ詠徳之
聲盈耳 ○康哉
之歌、書益稷、
股肱良哉、庶事
康哉、史記の夏
紀ハ見ル也
哉、下之、字を
落セり、壺井本

曰、朕登高臺、以遠望之、烟氣不起、
於域中、以爲百姓既貧、而家無炊
者、朕聞古聖王之世、人人誦詠徳
之音、家家有康哉之歌、今朕臨億

不、批リて補フ、按
不、康哉以下十

兆、於茲三年、頌音不聆、炊烟轉疎

九字也、撰者の
私意を加ハたる

即知五穀不登、百姓窮乏也、封畿

内と決シ、古聖
王とて、御代々

之内、尚有不給者、况乎畿外諸國

々の天皇達を
申ス、將支那国

耶

の王ヲを云フ、其ハ何ト也、未支那書ヲよむとを、去らざりし世ハ、
る漢語を詔出ス、理カれ、左ハも右ハも疑ハひなきとらズ、
然ラ云フ、かハ漢語の、打ツて、支那學の盛リ、世ハも、此書ノ棄テら
れ、
現レ、机上、向ヒ古ヲを窺ヒ、見ツ、
次リ、去リ ○億兆、昭公二十年、左傳ハ、豈勝テ億兆人之誼、杜預ハ、
兆ト注ス、
封畿、文選西都賦ハ、封畿之内、厥土千里
己酉廿一日 ○

三月己丑朔己酉、詔曰、自今之後

ギ役もエあり、
逆小エツギと
よむべし、後ふ
とど賦役令ふ、
損八分以上、課
役俱免義解ふ
課者調及副物、
田租之類也、役
者庸及雑徭之
類也○黼衣も、
大御衣オホミもて、天
子の御袍あり、
是を麴塵カゼとも、
黄楡クワ漆とも云、
漆シやうも、縫殿
式シ、綾一匹楹
十四斤、蕪芳十一斤、酢二升、灰三石、薪八荷とあり、是は桐竹鳳凰麒麟等の御紋
つるも支那風シナノカゼ不倣シる後の御制ミサザメあり、漢書韋賢傳ハノカゼ、黼衣朱紱シとありて、注ふ畫

至ルマデニ于三載、悉クヤメテ除課役、息イコハシメヨ百姓之苦、
是日始之黼衣鞋履、不弊盡、不更トキ
爲也、温飯煖羹、不酸饒、不易也、削
心約志、以從事乎無爲、是以宮垣
崩而不造、茅茨壞以不葺、風雨入
隙而沾衣被、星辰漏壞而露床蓐、
是後風雨順時、五穀豐穰、三稔之
間、百姓富寬、頌德既滿、炊烟亦繁

為斧形、而白與黑為彩、ちりや、猶此黼紱のことも、桓公二年、昭公二十五年等の
左傳、書顧命、史記、秦紀、漢書嚴助傳、後漢書輿服志等不見、とて、大方周禮冬官
畫績、條不見、とる、文を注せり、○鞋履も、大御靴あり、和名抄ふ、草曰扉麻、曰履、
並久豆と注し、大神宮式オホミも、錦ニ省シたり、裝束抄ふ、靴、鞮、淺履、糸鞋、烏皮、鬲等見、
て、原本弊を幣ヘと誤り、○温飯も、大膳オホミもて略オモと云、禁秘御抄オホミ、凡御
膳大床子、御膳、朝餉、御膳、皆一度供之云々、拾玉集オホミ、りふぞかし、あづ菜とこべ
ら芥つみて、ちや七種のおも、此まぬらむ○煖羹も、大熱物オホミもて、物とち吸ヒもの、
壺汁物、漬物、焼物、常物准、去ほべし、爰も温煖の字を加たるを、義を知らしめむ
ためあり、○不酸饒を、スヘリクサオホミと訓、とど、此假名未定オホミら、和名抄ふ
冷酢を比伊須由礼流オホミと注せり、此注混オホミらとしく、聞オホミやとど、老報オホミとおあじ活用
ふめとむ、姑オホミ、スイクサオホミと訓むべし
○温飯以下、六韜の文を少易オホミたるあり
臺上、記ふ登高、
山とあり、○遠
望、新古今集オホミ、
高きやみの阪、
見て見とむ、の
御製を載とれ

七年夏四月辛未朔、天皇居臺上、
而遠望之、烟氣多起、是日語皇后、
曰、朕既富矣、豈有愁乎、皇后對詔、



ど、風調古代の
ものみちりさ
れむ、竟宴の歌
と誤傳たさる
○未之有百姓
富云々、是を注
者漢轉、引當
むともふれど、
然例なし、是ぞ
真の大御言
て、いとく尊
く、さてこそ今
ふ聖帝と稱奉
るも、諾あり
と、後あしど醒
翻天皇を、寒夜
不御衣を脱し、窮民の凍餒を試み終ひしことばも、大鏡平家物
語等不、見返たれど、世舉りて仁政と仰奉るも、此天皇不亞坐セマ

何謂富焉、天皇曰、烟氣滿國、百姓
自富歟、皇后且言、宮垣壞而不得
脩、殿屋破之、衣被露、何謂富乎、天
皇曰、其天之立君、是為百姓、然則
君以百姓為本、是以古聖王者、一
人飢寒、顧之責身、今百姓貧之則
朕貧也、百姓富之則朕富也、未之
有百姓富之君、貧矣

丁丑九月○壬
生部推古紀不
も定壬生部と
らて、彼処不
はミブベと訓
み、皇極紀不、乳
部此云美文と
も、何記傳不
御産の略と云、
とむ、ミブと本
訓まらむと、諸
国郡郷不、壬生
てふ地名多り
る中不、和名抄
遠江国磐田郡、
筑前国上座郡、
郷名壬生不、の
近江国坂田郡、郷名丹生不、爾布の注

秋八月己巳朔丁丑、為大兄去來
穗別皇子、定壬生部、亦為皇后、定
葛城部、九月諸國悉請之曰、課役
並免、既經三年、因此以宮殿朽壞、
府庫已空、今黔首富饒、而不拾遺、
是以里無鰥寡、家有餘儲、若當此
時、非貢稅調、以脩理宮室、者懼之
其獲罪于天乎、然猶忍之不聽矣

近江国坂田郡、郷名丹生不、爾布の注、是む、ミとニを通ひて、蟻をニナセ云、

るが如く、ミヨマニ轉じたるふや、是も皇子等の胎中坐しより、坐して後
まで、從奉る人どもの部を定給へるふも、壬戌姓の省ふて、其部の住し地を、
壬部と轉じ云、猶天武紀に、大海宿禰、誅壬生事とあり、然不注べし。○爲
皇后定葛城部、皇后を磐之磯、葛城、藥津彦の女と爲む、舊居の地を以て、部
名不定、終へて○黔首を大御財とて、國民を云、史記始皇紀に、名曰黔首、注し
黔亦黎黑也とあり、民を色黒ゆゑ然書り。○不拾遺、注者や、もまれむ、支那
書に例を取見し、彼書に云、るを皆虚誕して、我、小傳、るを實ある、日本武尊伊
勢国尾津濱に、忘給ひし御劍を、年を経て拾取る人のふありしを、立返して見る
べし。○鰥寡、和名抄に、鰥、夜無乎、寡、夜無女と注せり、夜無と病者不限らず、凶
惡の稱して、淺ましく憂ふ死める人を云、竹取物語にやもめ、落産物語にやも
をと見、常語にも然云、ろそ、ヤムの轉ぶれべし、老無妻曰鰥、老無夫曰寡と
る。○税調賦役令に、凡調物及地租雜稅、皆明、馬應、輸物數とありて、税と調とを
別あれど、引合せてミツギとよむべし。○
獲罪于天論語に、獲罪於天無所禱也
不領賦役令に
其運脚、均出庸
調之家、皆国司
領送、孝德紀に

十年冬十月、甫科課役、以構造宮室、於是百姓之不領而扶老携幼、

四坊置令一人、云々、命とを、運材、負簣、不問日夜、竭力、爭作、是

以未經幾時、而宮室悉成、故於今

稱聖帝也

氏之門、文選昭王、碑文、不興、山、止、簣、お、和玉篇、新韻集等、見、た、る、も、れ、お、じ、即、綱、代、籠、ふ、と、姑、舊、讀、不、從、
ふ、運、步、色、葉、抄、易、林、本、節、用、集、等、不、此、簣、を、モ、ツ、コ、と、よ、め、持、籊、あり、○未、經、幾、
時、も、万、葉、四、不、相、見、而、者、幾、ハ、毛、不、經、乎、○聖、え、日、知、不、て、天、津、日、の、御、心、を、も、知、
る、む、ろ、の、御、德、り、り、て、ふ、意、お、て、万、葉、一、不、櫃、原、乃、日、知、之、御、世、從、阿、礼、座、師、と、
り、る、を、神、武、天、皇、を、申、せ、り、中、昔、不、下、て、を、僧、ら、を、聖、と、云、る、よ、
と、り、る、大、云、轉、じ、た、る、あり、記、序、不、望、烟、而、撫、黎、元、於、今、傳、聖、帝、

十一年夏四月、戊寅朔甲午、詔群

臣曰、今朕視是國者、郊澤曠遠、而

田圃少乏、且河水橫逝、以流末不

名抄小、霖三日以上、雨也、和名奈加阿女と注せり、但大須本小、扱る、即長雨の略、而、教忠集、ふ、る、雨の頃と云、訓書、我のみや、夏のみや、め、せ、ざり、り、り、大空さへや、物おもふらむ、○壅と、泥土の略、而、壅土、煮、尊、不注、せり、○田宅も、農所、崇神紀、小、農をナリ、ハヒと訓、○宮北之郊、原も、難波の東、北、小橋村の邊、あるべし、○掘、江、七百年許、前、書、お、る、難波古岡、今、の天王寺より

トカラ 馱、聊逢、霖雨、海潮逆上、而、巷里乘
ハナガ メニ ウシホ サカノボリ テ マラ サト
船、道路亦壅、故群臣共視之、決横
源、而通海、塞逆流、以全田宅
冬十月、掘宮北之郊、原、引南水、以
入西海、因以號其水、曰掘江、又將
防北河之滂、以築茨田堤、是時有
兩處之築、而乃壞之、難塞、時天皇
夢有神誨之、曰、武藏人強頸、河内、

東北不在、万葉廿、布奈藝、保布保利江乃、可波乃、と、り、て、昔、船も通、ひしと察ゆ、○

人茨田、連衫子、以祭於河伯、必獲塞、則覓二人、而得之、因以禱于河神、爰強頸泣悲、之、没水而死、乃其堤成焉

田堤、和名抄、河内国郡名、茨田、萬牟多と注せるを土人も入声、ふ、マツタと呼と、とて、下、茨田、屯倉皇極紀、茨田池、まど、り、即同地あり、堤も大和川、不、添、ひ、河内国志紀、澁川、茨田の、三郡を北、不、流、と、茨田郡土井村、不、至、て、淀川、不、落、合、て、續紀十八、不、伎人、茨田等、堤、往々、決壊、と、り、る、伎人も、淀川郡の地名、不、て、万葉廿、不、河内国伎人、郷と見え、三代實録六、不、河内、抵津、兩國、相争、伎人、堤、と、ゆ、り、と、む、茨田、不、續、きた、る、堤、あり、續紀三十、不、修志紀、淀川、茨田等、堤、單功、三、万、餘、人、同、卅、二、不、河内国、茨田、堤、六、處、淡川、堤、十一、處、志紀、堤、五、處、並、決、同、卅、八、延曆、三年、九月、條、不、河内国、茨田、郡、堤、決、一、十五、處、單功、六、萬、四、千、餘、人、給、糧、築、之、同、四年、十一月、條、不、河内国、破、堤、隄、防、三十、處、單功、三、十、万、七、千、餘、人、給、糧、修、築、之、三代實録十八、不、遣、朝、使、築、河内国、堤、云々、以下、河内、水、源、出、自、大、和、国、也、云々、右、不、流、末、も、土、井、村

ありと云るも、類聚国史三十三、停止河内国供御堤外、赤江堤内、赤江二處、定竹門江、濱治絶江大治、江三處と云、竹門江も、土井村の古名も、大治も、磯川郡大池村、赤江も、茨田郡赤井村、濱治も、同郡濱村を云、河内志不記せり、此赤江も、同国交野郡、寢屋川不傍たる地名も、餘も、茨田堤不續たる地名どもあり、如此くなく、しく引出つる故も、此堤を淀川堤ありと云、或も式不見也、たも、堤根神社の地ありふど云、て、真蹟をあらざば、ゆゑ不物しつ、如此決壊ぶげうをしゆゑ、派て大坂石山城の東不流せしと、續紀三十九、和氣朝臣清麻呂言、河内摂津两国之堺、堀川築堤、自荒陵、南導河内川、西通於海と云、荒陵も、天王寺の西南みらる、茶白山も、此時より二流不分流せしを、何時と云く古流淵て、新流溢と、水害多りと云、元禄十七年の春、和泉国堺の北不通し、永、水難を止たり、是を新大和川と云、今城東不平野川、猫間川とて、少、小川らるもの、古川の遺とはなり、○強頸衫子とも、名義を説べうらざ、○茨田連、姓氏録不、彦八井耳命之後也、天武十三年、紀不、茨田連賜姓、曰宿禰、此氏人今此郡不在るを聞、ど、近年冒ももの、後世を欺と云、べし、○河伯、皇極紀も見たり、和名抄大須本不、河伯、加波乃賀美と注せり、是も西国不、カハノトノとも、川太郎とも云、出雲不、カハコト云、中国四国不、エンコウと云、東国不、カツバと云、伊勢不、カハラコゾウと云、運歩色葉抄不、懶化、為河童と記し、大和本草不、河童も處々大河ニアリ、又池中ニアリ、五六歳、小兒の如く、村民奴僕ノ獨行

スル者、往々於河邊逢之、則精神昏冒スト云、此物好ンテ人ト相抱キテ角力、其身延滑メ捕、定ガタシ腥臭滿鼻短刀ニテ欲刺、不中、角力人ヲ水中ニ引入レテ殺スコトアリ、人ニ勝コトアタハザレバ、没水而見エズ、其人忽恍惚トメ如夢而歸家、病コト一月許云々、年治ガ聞ける如も、專らあじ、惣身毛なり、結冷極也、或も人ニ化し、婦女不姦婦して姦しめ、出生忽步行、驚て是を殺す、形人ニ似たりと云、共、眼も頂不属たり、是を貝原氏ガ、和品ありと云、とど、酉陽雜俎不、河伯人面乘兩龍、一日冰凍、博物志不、馮夷、華陰潼鄉人也、得仙道化、為河伯、淮南子不、生子而尸祝齋戒、以沉諸河、河伯豈羞其所從出、辭而不享哉、晏子春秋不、河伯以水為國、以魚鼈為民、史記滑替傳不、為河伯娶婦ふど見ゆ

全靴、和名抄雜藝類不、拍浮俗云於布須と云、靴を浮る意、本草綱目蒲盧の訓注不、於比布久倍、俗云百那利○崇之、
唯衫子取全靴兩箇、臨于難塞水、乃取兩箇靴、投於水中、請之曰、河神崇之以吾為幣、是以今吾來也、必欲得我者、沈是靴而不合、泛、則

古今不石上ふ
 吾知^{マコト}真^{マコト}神^{カミ}親^{ミコト}入^{カハ}水^{ミヅ}中^{ナカ}若^シ不^レ得^レ沈^レ斃^ラ
 者^{モノ}自^ラ知^ル偽^ニ神^ト何^カ徒^ニ亡^ニ吾^ノ身^ヲ於^テ是^ニ飄^ル
 風^{カゼ}忽^ニ起^テ引^レ斃^ラ没^ル水^ニ斃^リ轉^ニ浪^上而^{シテ}不^レ
 沈^ル則^チ瀚^ト瀚^ト汎^ト以^テ遠^ク流^ル是^レ以^テ衫^子雖^シ
 不^レ死^ス而^{シテ}其^ノ堤^ハ且^ニ成^ル也^ハ是^レ因^テ衫^子之^レ
 幹^ニ其^ノ身^ハ非^レ亡^ス耳^ハ故^ニ時^ニ人^ハ號^シ其^ノ兩^ノ處^ニ
 曰^ク強^ク頸^ヲ斷^ル間^マ衫^子斷^ル間^マ也^ハ是^レ歲^ノ新^マ
 羅^人朝^貢則^チ勞^ニ於^テ是^ニ役^ス
書小大水、貌、汎、浮貌と注せて、原本汎を沈小誤とて○強頸斷間云々、摂津志東生郡條小、絶間、池在千林村、今尚稱一、絶間と云々、今千林村直東、水田中、一、絶

間、二、絶間と云、字存り、上、記せる堤の續、よて、自然、川床とあはしき、見ゆ

癸酉三日○鐵
 十二年秋七月、辛未朔癸酉、高麗國、貢鐵盾、鐵的、八月庚子朔己酉、饗高麗客於朝、是日集群臣及百寮、令射高麗所獻之鐵盾的、諸人不得通的、唯的臣祖盾人宿禰射鐵的、通焉、時高麗客等見之、畏其射之、勝巧、共起以拜朝、明日美盾人宿禰而、賜名曰的、戸田宿禰、同

つるを合せて、鐵
を真金あるを
知るべし○的
をマトとよめ
とど、次の臣
とつとむ、的
よむべし、射合
の義く○巳酉
十日○令射也、射合ふて、持統紀に、習射とつらむ、射合箭あり○的臣姓氏録に、
的臣、武内宿禰、男、葛木曾都比古、命之後也、氏人も仁賢紀に、的臣、政嶋崇峻紀に、
的臣、真嚙とつらむ、外も、史に見えど○宿人宿禰を、襲津彦の子ありべし、此人を
應神十六年、紀に、戸田宿禰とつらむ、的、の宿人も、此時賜りたるありや○小泊
瀬造、記の中巻に、神、八井耳、命者、小長谷造、祖也とつらむて、宿禰を名く、天武十二
年、紀に、小泊瀬造賜、姓曰連○賢遺、此人賢ふして、名の遺てふ美称り○粟隈縣、
和名抄山城国、久世郡、郷名粟隈、久里久末、推古紀に、山背国、堀大溝、於粟隈、日本
後紀五、三代實録四十二等、粟前野、續後紀二に、粟隈山と見えたる、皆同地
あり○潤田、次も引、石河水、而潤、神功紀に引、難、河水、欲潤、神田とつらむ、今も
田に水ツクと云て、濛標、水脈潤、石ありべし○豊年を、年得と云ふ子みて、古

日小泊瀬造祖、宿禰、臣、賜名曰賢
遺、賢遺、此云左臣也、冬十月掘大
溝於山背、粟隈縣、以潤田、是以其
百姓每豐年也

言あり○茨田
屯倉も、河内国
の郡名○春米
部、字の如し、但
此を除て見
色む○和珥池
河内志石川郡、條、和爾池在喜志村、廣九百畝、文德實録二に、進河内国和爾神
階、加從五位上とつらむ、此地久、又玉仁の靈を云、らう考ふべし○横野堤式に
河内国澁川郡
横野神社○猪
甘津、攝津志東
生郡に猪飼野
あり、今彼地の
小川に架たふ
橋を、猪飼野の
鷹の橋と云て
○小橋、攝津志
同郡に、小橋村

十三年秋九月、始立茨田屯倉、因
定春米部、冬十月、造和珥池、是月
築横野堤、
十四年冬十一月、爲橋於猪甘津、
即號其處曰小橋也、是歲作大道、
置於京中、自南門直指之、至丹比
邑、又掘大溝於感玖、乃引石河水、
而潤上鈴鹿、下鈴鹿、上豊浦、下豊

りて、土人ヲバ
セと云、マ○大
道、今失たり○
丹比邑も、河内
国の郡名もて、
後、丹南丹北

浦、四處、郊原、以墾之、得四萬餘頃
之田、故其處百姓寬饒之、無凶年
之患

と分置○感玖、和名抄、河内国石川郡、郷名紺口、式不同郡感古、神社、姓氏録河
内国皇別、紺口、縣主見ゆ○鈴鹿考、えず○豐浦、和名抄、河内国河内郡、豐浦
郷、今村名も存、トエラと云マ○四萬餘頃、天武紀、土左国、田苑五十餘
萬頃、没為海、持統紀、紀伊国阿提郡、那耆野二万頃云々、播磨風土記、奉塩田
廿千代と云、代々項の借字あり、政事要略五十三、額田国、造今足、田租束
積の勘文、檢舊說、今前租法、熟田、五十代租、稻一束五把、以大方六尺為步、步内
得米一升、二百五十步為五十代、慶雲三年、格云、准令以大方五尺為步、步内得米
一升、三百六十步為段者、今案五十代與令段、步積一同云々、段一、不收、小作、と、
拾芥抄、七十步為十代、百四十步為廿代、二百六十步為卅代、二百八十步為四
十代、五十代為一段、或云代、頃也云々、按、小頃數不審、今本の儘を記す、古歌
小千代、田五百代、小田、と、推て去、唐、六典、凡天下之田、五
尺為步、二百有四十步為畝、百畝為頃云々、原本項を項、誤り

宮人、中務式、
比賣刀祿の訓
注、り、委、安、康
紀、小、湊、柳、比、等
能、阿、由、臂、能、古
輸、彌、と、る、処
小注、ベ、一、○桑
田、も、丹、波、国、の
郡、名、垂、仁、紀、小
丹、波、国、桑、田、村
有、人、名、曰、斐、襲
○皇、后、之、妬、也、
磐、之、媛、命、も、て、其、事、記、小、委、傳、い、れ、り、○湊、離、曾、虚、赴、也、水、底、經、も、て、海、之、魚、と、係
る、批、詞、あり、記、の、雄、略、天、皇、の、御、歌、小、美、那、曾、々、久、湊、美、能、衰、登、責、と、見、ゆ、○於、湊
能、烏、苔、咩、烏、も、臣、の、少、女、を、あり、○多、例、擲、始、離、播
務、也、誰、將、養、も、て、孰、と、の、人、ぞ、養、ふ、べき、と、あり
播、磨、国、造、も、国
造、本、紀、小、針、間、

十六年秋七月、戊寅朔、天皇以宮
人桑田玖賀媛、示近習舍人等曰、
朕欲愛是婦女、苦皇后之妬、不能
合、以經多年、何徒棄其盛年乎、即
歌曰、瀨離曾虚赴、於瀨能烏苔、
烏多例、擲始離播務
於是播磨國造祖速待、獨進之歌

因造志賀高穴
穗朝稻背入彦
命孫伊許自別
命定賜因造播
磨風土記品
太天皇云々喚
因造黑田別而
問地狀○源簡
始報え、變潮ふ
て神武紀ふ奔
潮と書りる其
意あり初潮の
満を發と云て
播磨の枕詞ふ
おろて、同國風
土記ふ、大汝神
謂妻勢都比賣
曰為道惡子反

曰、彌箇始報、破利摩波、
播區、娜輸、伽之古俱等望、
始、儼破務、即日、以、
明日之夕、速待詣于、
而、玖賀媛不和、乃、
賀媛曰、妾之寡婦、
君之妻乎、於是、
待之志、以、
桑田、則、
發病、死于道中、故、

遇風浪被大辛
苦哉、所以号曰
瑱塩とらり、瑱も鹽も同義あるを思へ○破利摩波、
以播區、
引此辞乎と云て、
小伊波、
擲始、
帳を、
調絹、
凡、
正丁一人、
八尺五寸、
成疋、
尺、
云々、
とよめるを、
名抄、
城郡、

於今、有、
十七年、
臣、
臣、
之、
及、

瑱塩とらり、瑱も鹽も同義あるを思へ○破利摩波、
以播區、
引此辞乎と云て、
小伊波、
擲始、
帳を、
調絹、
凡、
正丁一人、
八尺五寸、
成疋、
尺、
云々、
とよめるを、
名抄、
城郡、

於今、有、
十七年、
臣、
臣、
之、
及、

美加都岐と注し、万葉十八、萬調麻都流都可依云々、即ツギ
の略して、孝徳紀に、訓一戸賞布一丈二尺と、つる処に注すべし

八田皇女、天皇異腹の妹、
二十二年春正月、天皇語皇后曰、

納八田皇女、將爲妃、時皇后不聽、

爰天皇歌、以乞於皇后曰、于磨臂

苔能多菟屢虚等太氏、于磋由豆

流、多由磨菟餓務珥、奈羅陪氏毛

餓望

詞子、何れと、皇后の障、何らむ用意を、儲弦不准、此へる、甚巧みめてたし、○多
由磨菟餓務珥、絶間將續、皇后を幸給ふ絶間を接むと、原本菟を免ふ
誤り、集解、小兎不改、たゞ、此紀の假名、例ありとむ、一本、小従ふ、○奈羅陪
氏毛餓望、並、ても、欲、て、皇后と八田皇女とを、並、て、まし、と、詔ひ、御歌の意え

著、
呂望虚曾、衣

社あり、○赴多

弊茂豫者、二

重も善もて、衣

あらむこそ、二

重著ても善からめ、女を二人並、ても、惡しと云、
て、結、るも、天智紀、阿喻、舉曾、播、施、麻、倍、母、曳、岐、云々、万葉十一、今社、戀者、為、便、
無寸、同十二、玉、釧、卷、宿、妹、母、有者、許、増、夜、之、長、毛、歡、有、倍、吉、あ、ど、古、歌、の、一、格、
て、後、世、の、歌、も、う、
床あり、由、も、ヨ、の、古、音、を、用、ひ、た、る、み、て、其、例、音、韻、略、蒙、
溺破も、將、並、君、者、あり、○箇、辞、古、者、呂、箇、茂、も、畏、
神、天、皇、小、申、す、可、畏、と、少、別、意、み、て、神、代、紀、に、大、蛇、を、可、畏、之、神、と、詔、
俗、物、お、そ、く、お、そ、ろ、し、
も、て、眼、前、
じ、き、御、所、為、
於、辞、氏、屢、也、
満、り、み、て、湖、の

皇后答歌曰、虚呂望虚曾、赴多弊

茂豫者、磋由迺虚鳥、那羅陪務者

彌破、箇辞古者呂箇茂

○二十

○日本紀標注卷之十一

○二十一

天皇又歌曰、於辞氏屢、那珥破能

○二十一

○二十一

○二十一

○二十一

○二十一

○二十一

○二十一

○二十一

○二十一

○二十一

遊たろを云次
 小係る枕詞
 初於辞と古
 今小梓弓おし
 てもる雨、りふりぬとりの如く、惣ててふ意あり、此小潮とらうらぬど、おの
 づりら然聞ゆるや○那珥破能璫耆能と、難波崎之あり○那羅珥破耆、此地
 名今隠れて聞匿む、以上次を云、出む序あり○那羅陪耆昔虚層と、將並とこそ
 小て、夜床をく○曾能古破阿利鷄梅と、其子ふも有、りめふて、句上小おのづ
 ら契逢ふてふ、意を加て見る
 べし、其子とを、八田皇女を指す

那菟務始能と
 夏虫之あり○
 譬務始能虚呂
 望も、飛蛾之衣
 小て、飛蛾とを
 夏夜燭小飛來
 て、火を消虫を云、以上序衣と云むための序あり、序とを、シラソと云とのふて、
 毛の如、細キゆゑ、介無之と云、和名抄小泉、字を當式小泉麻をよめて、和名抄小幸、

皇后答歌曰、那菟務始能、譬務始
 能虚呂望、赴多弊耆氏、箇區瀾夜
 儂利破、阿珥豫區望、阿羅儂

麻、属、白而細者也、和名加良無之と注せり、此泉麻ふて織たるを、むしの衣と云
 べ、夫木集十、たふむに、りよやかきりむ、野へおとふ、乱れおるてふむしの
 衣と、とらうて、促織の業小寄たる歌あり、記の上巻小、牟斯夫須麻とらるも、序
 衾あを、暖あを、衾と云、る説も、万葉四小、蒸被と書ける、借字小泥みたる説、
 諸説蜻蛉の袖ふるを引出て、燭蛾の翼の美麗あはふ、譬、あど云、るも俗説ふて、
 云、ふたらず、燭蛾と淡黒の小虫ふて、更み美あるとあふと、誰も見て知らり
 ○赴多弊耆氏と、二重著てあり、上代と泉麻あどふて、専、衣服を製、りむを、其を
 二重著るとも、俗小衣物を着、鎔ると云、如く、後、がまし、お意として、八田皇女の
 上小、擬、ゆへ？○箇區瀾夜儂利破と、圍繞八人者あり、カクことと、かくまひの
 本語ふて、万葉五小、圍居而、憂吟云々、夜儂利と弥人ふて、皇后の御姫より、宮女
 の多りる状ふ、よみおしゆへ？○阿珥豫區望阿羅儂と、豈宜も、ゆらぎ
 小て、豈とを、若と云、意小見ゆべし、神代紀小豈欲還故郷歟ともあや

阿佐豆磨能と
 大和国葛上郡
 の地名ふて、天
 武紀小幸于朝
 婦とらる地ふ
 ？志小同郡朝

天皇又歌曰、阿佐豆磨能、避箇能
 鳥璫箇鳥、箇多那耆珥、瀾致喻區
 茂能茂、多愚譬氏、序豫枳、皇后遂

妻村りて、此所
も皇居の舊居

謂不聽、故默之亦不答言

あはれも先づみ出給へて○避箇能鳥瑳箇鳥の、避箇も地名あはれど、今隠とれ
て、鳥瑳箇も小坂○箇多那耆珥と、偏泣みて、道行者もぐら泣狀を、即皇后も響し
め給へる甚をかし○漱致喻區茂能茂も、道行者もふて皇后を指給へり○多
愚譬成序豫扱も、偶ひて宜とあはれ、是と妬て泣給ふ皇后まゝ、偶ひて善を、況て
八田、皇女も偶をずてやもと、意
を念たる、古歌の妙あるを見よ

乙丑十一日○
熊野岬也、紀伊

三十年秋九月、乙卯朔乙丑、皇后

国西南の極小
て、海も突出た

遊行紀、國、到熊野、岬、即取其處、之

る岬あは、其所
を比井と云、る

御綱葉、此葉、而還、於是日天皇、

ゆゑ、ヒノミサ
キと云、○御綱

伺皇后、不在、而娶八田、皇女、納於

葉も、諸説あり
く、是どとねが

宮中、時皇后到難波、濟、聞天皇合

しきを聞らざ
宮川日記も、因

八田、皇女、而大恨之、則其所採御

を出し、葉形、蕩
ふ似て、大も蕩

綱葉、投於海、而不著岸、故時、人號

に、おあじりれ
ご上代酒食を

散葉之海、曰葉濟也

盛るし葉あはれむ、若くは櫛の葉を云、るふもつらむらむら、字鏡集、類聚名義抄等も、櫛
をカシハと注し、西国ふても、然云、や、されど御綱と号たる由も考、えず、是を造
酒式も、三津野、柏も作、大神宮儀式帳も、三角柏も作、丹生姫、記も、美津乃
加志波と、仮名も書り、三角と、葉形も依り、名こと聞ゆも、今其れ指廻
の物をあはれず、今神宮も、物を盛るをむ、トクラの葉と云ひて、幅二寸三分、
長、四寸三四分、其狀三角ある物も、つらむらむら、猶記の標注も、荒木田、經雅が、説を引
つ考、併べし、記も、大右為、料豐樂、而、於、株御綱、柏、幸行と、つらむらむら、葉を採、ひし
趣、知るべし○葉濟、景行紀も、柏、濟も、作、難波、より、兵庫の間の海を云、

大津也、難波、御
津を云、今、大

爰天皇、不知皇后、念不著岸、親幸

坂嶋、内、御津
八幡御津寺、所

大津、待皇后之船、而歌曰、那珥波

マ○那珥波譬
苔モ難波人○
須儒赴泥苔羅
齊モ鈴船執モ
延たり私記
以鈴餅舟也

譬苔、須儒赴泥苔羅齊、許辭那豆
彌、曾能赴尼苔羅齊、於朋彌赴泥
苔禮

注し、通證も或曰、懸驛路、鈴船也と説き、何と云ふても所るべし、執とも御船を
此方より引くと、下知し給ふを云、○許辭那豆、腰を、腰腦もみて、ナツムとを行き、
まを、強て行、状あれむ、是も腰まで潮入りて、御船を引かしめ給ひしあり、○曾能
赴尼苔羅齊モ、其船執もて、上におおむじ、○於朋彌赴泥苔禮モ、大御船執もて、急
幸坐むとし給ひしをヤ

沂江、記も沂於
堀江とけり、宮
邊を廻りて、御恨
を示し、其より
渡川を沂給ふ
あり、按も江下

時皇后不泊于大津、更引之沂江、
自山背廻而向倭、明日天皇遣舍
人鳥山、令還皇后、乃歌之曰、夜莽

欲、字落たる
○舍人、雄略紀
子、官者をよめ
又上宿の義も
て、常寝人あり

之呂珥、伊辭鷄、苔利夜莽、伊辭鷄
之鷄、阿餓茂赴菟摩珥、伊辭枳阿

○夜莽之呂珥
も山城あり、○伊辭鷄、苔利夜莽の、伊を發語もて、及鳥山あり、及も皇后の
御許も、追及の意、○伊辭鷄之鷄の、伊も發語もて、及々あり、○阿餓茂赴菟摩珥
も、朕思妻の略、原不菟を免し作り、今紀紀も

波牟伽茂

據る、○伊辭枳阿波牟伽茂も、及將逢哉あり
山背河も、木津
川を云、○菟藝
泥赴椰も、續嶺
經もて、奈良よ

皇后不還猶行之、至山背河、而歌

マ山城も行、
右方も次々、嶺
と經もむ、即枕
詞とせ、原本

曰、菟藝泥赴椰莽之呂餓波烏箇

破能朋利、澹餓能朋例磨、箇波區

莽珥多知、瑳箇踰屢、毛毛多羅儒

菟を免ふ誤り
今叙紀小從
擲素麼能紀破於朋耆彌呂箇茂

ふ、次ふれおふじ ○擲莽之呂餓波鳥も山城河をあり ○箇破能朋利も、河沂あり ○澁餓能朋例磨も、我沂者あり ○箇波區莽珥も、河隈ふあり ○多知瑤箇踰屢も、立榮るあり ○毛多羅儒も、百不足ふて、八十ふ係る枕詞 ○擲素麼能紀破の、擲も彌ふて、楓稜木者あり、此木の体とて、神武紀ふ多智曾麼能未迺と、つるふ注しつ、於朋耆彌呂箇茂も、大君欲もふて、呂も助辞あり、是も天皇を立榮とたる楓稜木ふたとへ奉て、祝ひへてかむり、恨まらる御心ふも、又賤ひへるも、然もつる

那羅山も、奈良より山城へ行、道ふ在て ○菟藝泥赴、擲莽之呂餓波鳥も、土不見色たり ○涿押能朋利も、縣居翁が、水脈

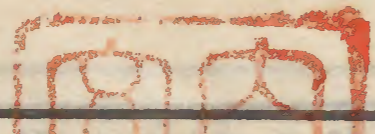
即越那羅山望葛城歌之曰菟藝泥赴擲莽之呂餓波鳥彌擲能朋利和餓能朋例磨阿烏珥預辭儼羅烏輸疑烏陀氏夜莽苔烏輸疑

上りと云る小從ふべし、遠江人
多伽彌擲和藝弊能阿多利、更還
山背興宮室於箇城岡南而居之

鐵能朋例磨も、上小見返た
○阿烏珥預辞も、青土ふて、預辞も次を呼出す辞あり、記の應神、殿ふ、奈良の凡途坂より、掘出し土を、眉畫不用むし、殊とあはれむ、やがて其所の、枕詞とせしむや、今按ふ數の多りるを、青と云るふと、何ぞ、青入草の、青もおあじらむと、土を多く平と云、意ふや、よろしむ方を取る法し、原本預を須ふ誤り、今一本ふ按る ○儼羅烏輸疑も、奈良を過ぎあり ○烏陀氏も、地名ありべし、是を小楯として、大和国を周廻山の疊みて、楯を並、立たるふせとを、次ふ係る枕詞ありと云、とど非あり、小楯とのみ云て、山の疊たりたりとて、聞とを、且、次句の大和も、彼国の惣名を云る小つらなるものと、次を見て心うべし ○夜莽苔烏輸疑も、大和を過ぎあり、和名抄ふ、大和国城、下郡郷名、大和、於保夜末止と注せり、是も国号を尊とて、大倭と云、よりして、郷名ふも云、及がせり、且、大和の国名も、此郷名より起つたを、素より大と云、べき由ふを、や、初奈良山より葛城を、思違ひし於へるふも、城、下郡ある、大和も其間ふつて、烏陀氏も添上と城下との間ふ

何と云ふ地名ありと知るべし。○和餓潞餓朋辞區珥波也、我見欲国者不て見は
 者比太照爾、伊夜見我保之、久あど多りり。○箇豆羅紀多伽潞抑也、葛城高宮不
 て、此所も皇后の御里あり、此高宮を垂仁紀神功紀等不、見迄たり。○和藝弊能
 阿多利也、吾家之邊あり、万葉五不、和企弊能曾能尔、同七不、吾宅乃苑尔云々、記
 小自山代廻、到坐那良山口歌曰、とちを、奈良坂より御舊里を見渡しあづり
 しくおむかして、如此歌ひひしあり。○箇城を山城国の郡名不て、和名抄不
 綴喜、豆々木と注し、白川殿七百首不、いり不せむ、つゝきの岡のくむのその恨
 みて後も又もかへらむと、此の古事をよめ、山城志不、箇城宮、自多多羅村
 至水取村地名尚存、云々、繼體五年、紀不、遷都山背、箇城とちるも、同地ふるべし
 ○的臣も皇后の御族あり。○和珥臣も記の傳あり。○黙之、万葉十七不、之良受之安良波、母太毛安良牟云々、物言、さる

冬十月甲申朔、遣的臣祖、口持臣、喚皇后、祖、口持臣、爰口持臣、至箇城宮、雖謁皇后、而默之不答、時口持臣、沾雪雨、以經日夜、伏于皇



を云、原本黙を點不誤り。○擲莽辞呂能也、山城之あり。○菟菟紀能潞抑珥也、緩喜宮不あり。○茂能莽鳥輸也、物申也。○古今不、ち渡も、ち方人小物ほを云々。○和餓齊鳥濑例麼也、見我兄者あり。○那濑多愚摩辞茂也、淡合の延語不て、茂も助辞あり、切合も莽

后、殿前而不避、於是口持臣之妹、國依媛、仕于皇后、適是時、侍皇后、之側、見其兄、沾雨而流涕、之歌曰、擲莽辞呂能、菟菟紀能、瀾抑珥、茂能莽鳥輸、和餓齊鳥濑、例麼、那濑多愚摩、辞茂、時、皇后謂國依媛曰、何爾泣之、對言、今伏庭、請謁者、妾兄也、沾雨不避、猶伏將謁、是以泣、悲耳、時、皇后謂之曰、告汝兄、令速

意不て、草木の
メケムも、芽含
あて、多、字も此
紀清濁不通
し、書りり ○庚
申七日 ○沁水
原本沁を、江小
作りり、今叙紀
子従ふ ○菟怒
瑛破赴の、瑛を
發語不て、葛這
ふ石と係る、枕
詞あり、万葉小
角障經と書り
るを、借字のみ
初菟怒の葛小
轉とは例を垂仁紀小、角鹿を後小、敦賀と云、るか如し、此葛を万葉十二小、石葛
とよみ、神代紀小、吉葛ともよめる如く、ツヌともツルとも云て、同言あれを、冠

還、吾遂不返焉、口持則返之復奏
于天皇十一月甲寅朔庚申、天皇
浮江幸山背、時桑枝、沁水而流之、
天皇視桑枝、歌之曰、菟怒瑛破赴、
以破能臂謎、餓、飲朋呂伽耳、枳許
瑛怒于羅愚破能紀、豫屢麻志枳、
箇破能區莽愚莽、豫呂朋譬喻玖
伽茂于羅愚破能紀
轉とは例を垂仁紀小、角鹿を後小、敦賀と云、るか如し、此葛を万葉十二小、石葛
とよみ、神代紀小、吉葛ともよめる如く、ツヌともツルとも云て、同言あれを、冠

辞考をもじめ、諸説誤り、原本菟を兎小作りり、今叙紀小従ふ ○以破能臂謎
鐵を、磐之姫が之 ○飲朋呂伽耳、万葉小於保呂可尔と云、歌四首なり、或は蕨又
凡をオホとよみ、即藤朧の意おして、明らるるぬを云、呂伽耳と辞ふて、オホラ
カ小とも云、○枳許瑛怒も、聴ぬの延たるふて、皇后の御心も惑ひて、正しき
御答もふきを云、○于羅愚破能紀と、視桑枝とらるより、心細を末桑木とよみ
あし給へて ○豫屢麻志枳と、寄間敷ふて桑の枝の岸小寄つらぬ如く、皇后の
天皇小おぼし寄らずとあり、此ふて、志を濁音小用へて ○箇破能區莽愚莽
と、河之隈々あり ○豫呂朋譬喻玖伽茂も、徒倚行哉とて、神代紀小徒倚彷徨、文
選游西池詩小、徒倚引芳柯、呂延濟が時行也と注せり、是を俗小するく、より
つくると云、る如く、此処彼処を經て、綴喜小幸まけと、桑枝の速も流をむして、
彼隈此隈小寄状小譬、給へて ○于羅愚破能紀と、打返し給ふと、古歌の常あり、
一首の意も皇后の恨も給ふま、憐ふして御答も聞をむ、末桑の名小おふ、心
細くおぼしより給をぬ、おゆわしつ、河
の隈々を徒倚幸まを、あしよと恨み給へて
乘輿、儀制令小、
乘輿、服御所稱、
義解小乘輿御
馬、乘輿御食等
明日乘輿詣于筒城宮、喚皇后、皇
后不參見、時天皇歌曰、菟藝泥赴

之類也○荒藝
泥赴、上不見也
たり○椰摩之
呂謎能也、山城
女之あり○許
久波茂知也、私
記不持木盤也
とらる○于智
辞於朋泥也、打し大根あり、打とも耕ふて、播磨風土記に、如田打手打子等とらる○佐和佐和珥也、大根を取揃ふは狀ふて、万葉にも例あり、初其佐和々々を
皇后の駈、於ふ狀子寄たり○讎儀伊弊劑虚曾也、汝之言社の延たりあり○于
知和多須也、打渡ふて、遠く見渡したる狀、又打延たり狀も云、○耶餓波曳
讎須也、式の祝詞に、夜久波敷能如久、とらるふおあじ、祝詞考に、弥木榮と説
む、打延て木の立繁すは如く、御從を數多卒て來坐るを云、原本耶を那不作
と、と、記に夜賀波延那須とらるむ、臆斷を以て改づ、然るに諸注長延と云、
假名違ひてふ、みも心着さるぞかし○企以利摩韋區例も、來入參來ふて、例と
らるる上の社
を結べて○菟

椰摩之呂謎能許久波茂知于智
辭於朋泥佐和珥讎餓伊弊
劑虚曾于知和多須耶餓波曳讎
須企以利摩韋區例
亦歌曰菟藝泥赴夜莽之呂謎能

藝泥赴、以下上
不見なり○
泥土漏能也、根
白之ふて、大根
の白きを云、以
上次句を、呼出
さむための序
あり、原本漏を
満ふ誤り、今
叙紀不從ふ○
辭漏多娜武枳
も、白腕ふり、新
撰字鏡に、臂、肘
也、太々半支○
摩箇儒鷄廢虚曾也、纏ざらむ社ふて、皇后の御手を、枕せしはとのふくむと
そりり○辭羅儒等茂伊波梅也、皇后の腕を、不知とも將言あり、梅も上の社を
結へて○陛下、儀制令小陛下、上表、所稱とらり、字書に、陛下、高階也云々、酉陽雜
俎に、秦漢以來、於天下言陛下云々、祖庭字苑に、陛下、外堂之陛下、王者必有執兵、障

許玖波茂知于智辭於朋泥泥土
漏能辭漏多娜武枳摩箇儒鷄廢
虚曾辭羅儒等茂伊波梅時皇后
令奏言陛下納八田皇女爲妃其
不欲副皇女而爲后遂不奉見乃
車駕還宮天皇於是恨皇后大忿
而猶有戀思

於階陛之側、群臣與至尊言、不敢指斥、故呼在陛下者、而告之、因卑以達尊之意也。○車駕儀制令、車駕行幸所稱々々、唐六典云、云々、もれふ也。

丁卯十五日 ○大兄去來穗別

尊、後、不、領、中、天皇と申 ○乙酉十二日 ○那

羅山、諸陵式、平城坂上墓、磐之媛命、在大和

國添上郡、兆域東西一町、南北

一町、無守戸、云々、志、平城坂上墓、在鷲山、頂

○戊寅六日 ○每夜、夜、みく、の轉あり、朝ふ

三十七年、冬十一月、甲戌朔乙酉、葬皇后於那羅山、三十八年、春正月、癸酉朔戊寅、立

八田皇女、為皇后、秋七月、天皇與

夕、み、准、知、る、べ、し、○鬼、餓、野、也、難波古國、今、の、川、崎、の、邊、に、記、せ、て、攝、津、風、土、記、に、刀、我、野、不、作、と、り、刀、も、ツ、の、古、昔、の、と、を、刀、我、野、と、よ、む、べ、し、○寥、亮、上、不、鏗、鋸、を、よ、み、古、今、不、秋、も、ぎ、を、去、が、り、み、ふ、せ、て、鳴、鹿、の、め、み、と、見、返、ぬ、ど、お、との、片、や、れ、さ、文、選、褚、淵、研、文、不、金、聲、玉、振、寥、亮、於、區、宇、李、周、翰、が、聲、高、韻、と、注、せ、る、○月、盡、也、晦、日、不、て、月、籠、の、略、あり、新、撰、字、鏡、不、曠、晦、也、豆、支、巴、毛、利、と、注、せ、は、が、如、し、但、上、代、も、月、影、の、大、薄、と、て、來、月、三、日、月、の、見、初、ま、を、危、ら、り、不、ツ、ゴ、モ、リ、と、も、云、ま、き、○猪、名、縣、を、攝、津、國、河、邊、郡、の、地、名、ふ、は、こ、と、
明日猪名縣佐伯部獻蒼苴、天皇令膳夫以問曰、其蒼苴何物也、對

應神紀不記し
つ〇猶獲も、爾
得たるあり、爾
雅み秋獵為、猶
〇皇居の居を、
原本后不誤と
今改む〇淳
田、安藝国の
郡名にて、和名
抄ふ、沼田、奴太
と注せり〇佐
伯部、景行紀不
注せり、日本後
紀五、安藝国
沼田郡采女、佐
伯直那賀女、後
外從五位下云
々、同国不佐伯

言牡鹿也、問之何處鹿也、曰兔餓
野、時天皇以為、是苍苴者必其鳴
鹿也、因謂皇后曰、朕比有懷抱、聞
鹿聲而慰之、今推佐伯部、獲鹿之
日夜及山野、即當鳴鹿、其人雖不
知朕之愛、以適逢、猶不得已、
而有恨、故佐伯部不欲近於皇居、
乃令有司、移鄉于安藝、淳田、此今、
淳田、佐伯部之祖也、俗曰昔有一、

郡も、万葉二、
鶏鳴、万葉二、
佐夜深而雞鳴、
露爾、吾立所露、
之、同十一、旭、
時、も、り、又、字、
書、不、曉、曙、也、と、
注、せ、り、バ、明、時、
不、て、夜、も、明、む、
とも、は、時、を、云、
ふるべし、同八、
同十二等、不、五、
更、を、も、よ、め、り、
新撰字鏡、不、明、
向、曙、色、阿、加、止、
支、旭、日、欲、昇、也、
阿、加、止、支、ふ、ど、
原本、及、を、又、不、

人、往兔餓宿于野中、時二鹿卧傍、
將及鶏鳴、牡鹿謂牝鹿曰、吾今夜
夢之、白霜多降之、覆吾身、是何祥
焉、牝鹿答曰、汝之出行、必為人見
射而死、即以白鹽塗其身、如霜素
之應也、時宿人心裏異之、未及昧
爽、有獵人以射牡鹿而殺、是以時、
人諺曰、鳴牡鹿矣、隨相夢也、

〇日本紀標注卷之十一

〇三十

併見はべし、是をアカツキと書れど、真字不然、記せばを見ず、
誤り、古本不批て改む〇牡鹿も、顯宗紀不左、鳴子加の訓注の

とど、北鹿、不對、とせむ、ラジカとよむべし、此件の古事、撰津風土記、不委、傳、
マテ、彼、淡路の野嶋より、撰津国八部郡、不、係、は古事、ふれを、ゆくり、ふく、此
鬼、餓野、不、語、寄、せ、た、ち、み、や、猶、よく、考、ふ、べ、し、然、不、支、那、學、不、滋、る、輩、鹿、の、人、語、せ
し、を、訝、る、もの、り、や、廣、書、を、見、ざ、り、し、故、ある、ぞ、かし、支、那、書、不、例、を、云、む、後、漢、書
西域傳、不、見、野、豕、欲、射、之、豕、曰、無、射、我、隋、書、五、行、志、不、有、人、夜、中、聞、二、豕、對、語、呂、氏
春秋、六、不、馬、牛、乃、言、宋、書、五、行、志、不、牛、言、天、下、方、亂、又、曰、狗、人、言、云、々、晉、書、五、行、志
不、狗、人、言、云、天、下、人、餓、死、唐、書、西、域、傳、不、有、獸、言、曰、山、西、三、穴、有、利、兵、ふ、ど、引、出、る
不、違、ら、ら、む、○、味、爽、崇、神、紀、不、會、明、を、よ、め、マ、ホ、ノ、と、も、及、の、暗、き、か、の、く、ふ、ど
云、る、如、く、打、ら、み、た、る、時、を、云、書、牧、誓、不、甲、子、昧、爽、と、り、る、を、大、全、不、昧、冥、爽、明
也、と、注、せ、り、○、相、夢、崇、神、紀、不、見、也、たり、按、不、撰、津、志、八、部、郡、條、不、夢、野、刀、我、野、等
の、地、名、の、見、む、此、鹿、夢、の、古、事、も、彼、郡、不
や、と、思、ふ、よ、し、と、右、不、記、せ、は、ど、如、し

親娶、新撰字鏡
不、奸、と、太、波、久
婦、を、太、波、留、と
注、せ、り、此、も、媒
人、不、し、て、此、不
正、り、る、也、然

四十年春三月、納、嶋、鳥、皇、女、欲、爲、
妃、以、隼、別、皇、子、爲、媒、時、隼、別、皇、子、
密、親、娶、而、久、之、不、復、命、於、是、天、皇

よ、つ、て、○、殿、を
和、名、抄、不、寢、殿
を、與、止、乃、と、注
せ、り、夜、殿、を、
○、此、佐、箇、多、能
と、荒、木、田、久、老
が、万、葉、觀、乃、落
葉、不、日、刺、方、と
云、る、ぞ、よ、ろ、し
き、是、れ、次、不、條

不、知、有、夫、而、親、臨、嶋、鳥、皇、女、之、殿
時、皇、女、織、縑、女、人、等、歌、之、曰、比、佐
箇、多、能、阿、梅、箇、難、麼、多、謎、迺、利、餓
於、瑠、箇、難、麼、多、波、擲、步、佐、和、氣、能、
彌、於、須、譬、賊、泥

る、枕、詞、あり、○、阿、梅、箇、難、麼、多、と、天、金、機、あり、私、記、不、昔、餘、機、以、金、鑠、取、嶋、鳥、聲、也、と
り、む、天、上、不、て、織、り、し、金、機、を、例、と、し、て、此、不、織、ら、せ、る、も、金、機、ある、ぞ、と、思、え
し、め、た、る、あり、○、謎、迺、利、餓、於、瑠、箇、難、麼、多、と、嶋、鳥、之、織、金、機、あり、○、波、擲、步、佐、和
氣、能、と、隼、別、之、あり、○、源、於、須、譬、賊、泥、と、御、襲、料、あり、大、神、宮、式、不、帛、意、須、比、八、條
云、々、帛、絹、忍、比、四、條、各、長、二、丈、五、尺、外、宮、儀、式、帳、不、帛、綿、忍、比、四、具、長、各、二、丈、五、寸、
廣、隨、幅、と、り、る、二、丈、五、尺、不、改、む、べ、き、り、万、葉、三、不、手、弱、女、之、押、日、取、懸、ふ、ど、見
也、是、れ、女、服、不、て、兩、大、神、不、も、進、む、る、を、隼、別、皇、子、の、料、と、り、る、と、如、何、と、云、不、女
の、裝、を、為、ざ、れ、む、忍、入、が、不、也、と、記、の、上、卷、八、十、矛、神、の、御、歌、不、も、於、須、比、遠、母、

伊麻呂イマロ泥ニ落ラクとりふと併見ヘミミるべし、外宮儀式帳ソトミヤノギシツチヨウ云、天押比蒙アマノオシヒモウ互ニ記の中卷
 不ス意イ子シ、涉シりて聞ク逆サカたり
 干支カンシ之ノ兄弟ケイテイ不ス
 干支カンシ之ノ省文シヤウモン
 あり、白虎通シヤクコトウ云、
 甲乙ケツイ者シヤ幹カン也ナリ、子
 丑ウシ者シヤ枝エ也ナリ、とり
 干カンをケ兄ケイとし、十
 二支ニシをケ弟テイ不ス借カ
 たり○皇女之
 膝ヒザ、原本膝ヒザを膝ヒザ
 小誤コトなり、今叙イマニ
 紀キ不ス據カりて改カむ

爰コト天皇ニ知ル隼スサノ别ヲ皇子ノ密ヒソカニ婚ケケル而シテ恨ミ之ヲ、
 然ツレバ重ハバカリ皇后ノ之ノ言ヲ亦モ敦ニ干支ケ之ノ義ヲ而シテ、
 忍ニ之ヲ勿シ罪ニ、俄ニシテ而シテ隼スサノ别ヲ皇子ノ枕マキテ皇女ヲ、
 之ノ膝ヒザ以テ卧フシ乃チ語カタリケラク之ノ曰ク、孰イッレトキ捷トキ鷦サシ鷯キト與ト、
 隼スサノ焉ハヤサ曰ク隼スサノ捷トシ也ナリ、乃チ皇子曰ク、是カ我カ所カ
 先サキニ也ナリ、天皇聞ク是ノ言ヲ、憂ニ亦モ起レ恨ヲ、時ニ隼スサノ
 紀キ不ス據カりて改カむ

○破夜步佐波、
 阿梅珥能朋利
 也、隼者昇天不
 て、隼別皇子も、
 天位不登むと
 云、意○等弭箇

○皇子の氣隨を云、○伊菟岐餓宇倍能も、五十ツキ概ガ之上ノ上ニふテ、鳥不
 寄設たる語あり○娑サ非ヒ岐キ等ト羅ラ佐サ泥ニ也、鷦鷯捕鳥の二段ニ延ヒたるニて、捕トと
 不誤スなり、記キ不ス佐サ邪ジャ岐キ不ス作スるニ、抑ニりてハらタめツ

勃然ハツゼン、孟子ノ不ス勃
 然ハツゼン變ヘ乎カ色ヲ、注シ不
 變ヘ色ヲ、貌ヲとリ色ヲ
 不ス、オモガハリ
 とよまむり○
 欲ク納ル伊勢神宮、
 通證トウジヤウ不ス避ス罪ヲ于
 神地ノ而シテ免ス刑ヲ罰ス

天皇聞是歌而勃然大怒之曰、朕
 以私恨不欲失親忍之也、何豊矣、
 私事將及于社稷、則欲殺隼别皇
 子、時皇子率鷦鳥皇女欲納伊勢

○日本紀標注卷之十一
 ○三十二

蓋古之制歟、雄略紀、枳莒喻、逃匿石上神宮、亦可以併按也、○
 吉備品遲部、和名抄備後國郡名品治、保牟知とらる、是と垂仁紀不見也、たる、譽津部の轉したるあり、三代實錄九、備後國品治郡人、左史生從八位上、品治公宮雄、改本居貫山城國葛野郡、○播

神宮而馳、於是天皇聞、隼別皇子逃走、即遣吉備品遲部雄、播磨佐伯直阿、俄能胡曰、追之所逮、即殺爰、皇后奏言、雌鳥皇女、寔當重罪、然其殺之日、不欲露皇女身、乃因勅雄、鯽等、莫取皇女所賣之足、玉手玉、雄鯽等追之、至菟田、迫於素珥山、時隱草中、僅得免、急走而越山、

磨佐伯直と、景行紀不見也、續紀卅六、播磨國揖保郡人、佐伯直宅守、三代實錄五十、播磨國印南郡人、佐伯直是繼ふど見ゆ、○不欲露皇女身、皇女去、餘を無刑を思ひ、終ひし、小や、其の奥、子結、りむ、故、其緒を解て、玉を取むとせむ、必、裸不為ど、教ふとを、を、手、玉を取、こと、多、多、と、詔、次、小、自、裳、中、得、之、と、ゆ、る、を、思、ふ、語、し、○足、玉、手、玉、大、神、宮、式、不、頭、玉、手、玉、足、玉、万、葉、十、不、足、玉、母、手、珠、毛、由、良、尔、云、々、○素、珥、山、大、和、志、宇、陀、郡、條、不、素、爾、谷、曾、余、川、見、ゆ、破、始、多、氏、能、也、檜、立、之、ふ、て、山、小、梯、を、依、意、の、枕、詞、を、り、垂、仁、紀、不、神、庫、隨、樹、梯、之、○佐、飯、始、枳、押、摩、茂、也、峻、山、も、あり、○和、藝、毛、古、等、也、與、吾、妹、子、あり、○

於是皇子歌曰、破始多氏能、佐飯始、枳押摩、茂和藝、毛古等、赴、馱、利古、踰、例、麼、押、須、武、志、呂、箇、茂、爰、雄鯽、等、知、免、以、急、追、及、于、伊、勢、蔣、代野、而、殺、之、時、雄、鯽、等、探、皇、女、之、玉、

赴縣利古瑜例
慶也、二人越者
あり○押須武
志呂箇茂諸説
私記の説もよ
く、安席と云
め、其い峻山も席不、安居る如くの意ふや、此説猶考ふべし、原本茂を茂ふ誤と
る、今叙紀不従ふ○蔣代野集解不三重郡国見山、麓有孤野と云へ○廬杵河雄
略紀不も見をたて、通證不今所謂家
城河属一志郡、一志郡與宇陀郡相堺
新嘗も、神代紀
不見をたり、爰
不當新嘗之月
とつるを思ふ
不、上代より十
一月不定、りむ
但用明紀不四
月、舒明紀不正

自^{ヨリ}裳^{モノ}中^ニ得^ル之^ヲ、乃^チ以^テ二^ノ王^ノ屍^ヲ、埋^テ于^テ廬^{イホ}
杵^キ河^{カハ}邊^{ホトリニ}、而^{シテ}復^{カヘリ}命^{マツシス}、皇后^ノ令^レ問^フ雄^ノ鯽^ノ等^ニ
曰^ク、見^ミ皇^ノ女^ノ之^ノ玉^ヲ乎^ヤ、對^{シテ}言^フ不^レ見^ル也^{ナリ}
是^レ歲^ニ當^リ新^ニ嘗^フ之^ノ月^ニ、以^テ宴^ス會^ス日^ニ、賜^フ酒^ヲ
於^テ内^{ウチ}外^{ソト}命^ト婦^ト等^ニ、於^テ是^ニ近^キ江^ノ山^ノ、君^ノ稚^カ
守^リ山^ノ妻^ヲ、與^テ采^ウ女^メ磐^{イハ}坂^{サカ}媛^ヲ二^ノ女^メ之^ノ手^ニ、
有^リ纏^リ良^ニ珠^ヲ、皇^ノ后^ノ見^ミ其^ノ珠^ヲ、既^ニ似^シ雌^ニ鳥^ノ、

月^ノ不^レ行^ルをれし
も、故障^ヲりりて
延^ビたるあり、其
後^ニ皇^ノ極^ニ天皇^ノ紀
不^レ、十一月^ノ丁^ノ卯^ノ、
天皇^ノ御^ノ新^ニ嘗^フ、
りりて後^ニ、今^ノ不^レ
至^ルるまで異^ニふ
れ存^スとみし○
宴^ス會^スを響^フの赤^ニ、
不^レて、醉^ヒて顔^ノの
赤^クらむを云、是
も新^ニ嘗^フの翌^ノ日^ニ
不^レ、行^クる節^ニ
會^フ不^レて、西^ノ宮^ノ記^ニ不^レ豊^ク明^ク日^ノ辰^ノ、日^ノと記^スせば、如^シし○内^ノ外^ノ命^ノ婦^ノ、職^ノ員^ノ令^ノ中^ノ務^ノ省^ノ下^ノ、内^ノ
外^ノ命^ノ婦^ノの義^ノ解^ス不^レ、婦^ノ人^ノ帶^ス五^ノ位^ノ以上^ノ、曰^ク内^ノ命^ノ婦^ノ也^{ナリ}、五^ノ位^ノ以上^ノ、妻^ノ、曰^ク外^ノ命^ノ婦^ノ也^{ナリ}、續^ク紀^ノ九
不^レ、内^ノ命^ノ婦^ノ身^ノ帶^ス五^ノ位^ノ、任^ス六^ノ位^ノ以下^ノ、官^ノ者^ノ自^レ今^ノ以後^ノ、給^ス正^ノ六^ノ位^ノ、官^ノ祿^ノ云々、此^ノ命^ノ婦^ノと云^フ、
も、内^ノ外^ノと云^フも、支^ノ那^ノ風^ノ不^レて、唐^ノ、六^ノ典^ノ不^レ、内^ノ命^ノ婦^ノ之^ノ制^ヲ、貴^ク妃^ノ淑^ク妃^ノ德^ク妃^ノ賢^ク妃^ノ、並^{シテ}為^ス夫^ノ人^ノ、

皇^ノ女^ノ之^ノ珠^ヲ、則^チ疑^フ之^ヲ、命^ニ有^リ司^ノ、問^フ其^ノ玉^ヲ
所^レ得^ル之^ノ由^ヲ、對^{シテ}言^フ佐^ノ伯^ノ、直^ニ阿^ガ俄^ノ能^ノ胡^ノ
之^ノ妻^ヲ、玉^ヲ也^{ナリ}、仍^チ推^テ鞠^ト阿^ガ俄^ノ能^ノ胡^ノ、對^{シテ}曰^ク
誅^ス皇^ノ女^ノ之^ノ日^ニ、探^テ而^{シテ}取^リ之^ヲ、即^チ將^シ殺^ス阿^ガ
俄^ノ能^ノ胡^ノ、於^テ是^ニ阿^ガ俄^ノ能^ノ胡^ノ、乃^チ獻^ス已^カ之^ヲ
私^ニ地^ヲ、請^フ免^レ死^ヲ、故^ニ納^レ其^ノ地^ヲ、赦^シ死^ノ罪^ヲ、是
以^テ號^ス其^ノ地^ヲ、曰^ク王^ノ代^ト

皆正一品云々、唐書百官志云、外命婦有六、王嗣王、郡王之母妻為妃云々、外命婦朝參視、天子之品とあり、是をヒメト子とよめると、嬪舍人の略みて、中務式官人の古注云、比賣、加祿とあり、如し、初上代内外命婦と云るハ、官人の妻、又官女等を惣、採し、小ヤ、○山君姓氏録云、山公、味内宿祢之後也、○采女も、内寢女も、上宿より出たる称あり、加祿も常寢あるをヤ、猶孝德紀も注べし、○玉代也、大和国葛上郡、孝安天皇の御陵地多し、と、諸陵式も見也、同郡、玉代村あり、初代をテとよめると、崇峻天皇の御女を、錦代皇女と申し、姓氏録、井代臣、條云、居大和国添上郡井手村、因負、姓井代臣、万葉一云、伊積流、萬代爾、同二、不羅生、萬代爾、まど多うり、俗、小酒代と云るも准べし、

紀角宿祢也、應神三年紀云、遣紀角宿祢、請讓百濟無禮、狀とあり、茲に至り、八十餘年を経たり、○分国郡壇場、按、壇場を、
是紀角宿禰、訶責百濟王、百濟王出、是時百濟王之孫、酒君无禮、由百濟始分國郡壇場、具録郷土所、
四十二年春三月、遣紀角宿禰、於

分ケ、給ひし、我藩屏の御奴、因

懼之、以鐵鎖縛酒君、附襲津彦、而

○録郷土所出、按、此時既、支那字と渡、來

進上、爰酒君來、則逃匿于石川、錦

て、そのと、未、書、為、が、を、知、ら

織首、許呂斯之家、則欺之、曰、天皇

お、し、世、あ、む、必、哉、古、字、を

既赦臣罪、故寄汝、而活焉、久之、天

用、か、り、む、酒、君、の、子、孫、姓、氏、録、不、見、也、な、む、○鐵鎖、新撰字鏡云、鎖、加奈保太志、又、鎖、久佐利と注せり、○石川錦織首、和名抄、河内国郡名、石川を以之、加波と注

皇遂赦其罪

也、錦織も同国郡名あり、姓氏録、錦部首、神饒速日命之後とあり、と、同書、錦部連、百濟国、遠古大王之後也、とあり、を、其由、縁を求、て、匿し、し、や、續紀廿六、河内国、錦部郡人、從八位上、錦部毗登石次云々、賜姓、錦部連、三代實録七、河内国、錦部郡人、錦部連、安之と云、人見、ゆ、天武十二年、紀云、錦織造、賜姓、曰、連、○活焉、と、渡、世、の、延、語、み、て、兼、盛、集、み、ち、よ、竹、の、末、の、世、あ、そ、ま、り、な、ら、ひ、を、市、女、も、れ、も、か、ら、ら、ざ、り、り、伊、勢、物、語、み、と、な、ら、ひ、心、な、く、と、あり、を、真、名、本、活、心、無、み

作より ○依網
土倉阿弭古神
功紀小、依網吾
彦男、垂見と云、
人見中、此例小
よらむ、依網を
姓、土倉を名、阿
弭古を尸、あは
べき、是を攝津
国住吉郡の人
あり、原本土倉
を屯倉小作と
れど、日本紀竟
宴集、並西宮記
臨時竟宴等小
土倉小作と依
小よりて改つ、土と屯と字形相近く、且、皇極紀小、依網屯倉とらるるまどより、誤
りし、あざむべし ○俱知和名抄小私記を引て、鷲古語云、俱知、兩字急讀、屈、百濟俗

四十三年、秋九月庚子朔、依網土
倉阿弭古捕異鳥、獻於天皇、曰、臣
每張網捕鳥、未嘗得是鳥之類、故
奇而獻之、天皇召酒君、示鳥、曰、是
何鳥矣、酒君對言、此鳥類多在百
濟、得馴而能從人、亦捷飛之、掠諸
鳥、百濟俗號此鳥、曰、俱知、是今時、
乃授酒君、令養馴、未幾時而得馴
訓蒙字會類合等々、此方言見也

號鷹也、今朝鮮の方言と記せる、

訓蒙字會類合等々、此方言見也
韋縉、和名抄小、
韋、柔皮也、平之
加波とらるる小
脚皮、夫木集
十八、ふとし皮
の、らしをのく
ちと、引もえて、
もす野のまか
ま、まじめとど
ま、く、とらるるも
此件、の古事を
よめ、縉と足
緒あり、和名抄小、攀、在、鷹、阿之乎、在、犬、岐、豆、奈、新撰字鏡小、臘、太加、乃、足乎と注せ
る、鷹の足緒あり、慈鎮和尚鷹百首小、狩ららし、ほまゆふらりの、らしを山、殘と
る、雲もあらしぬ、の鈴、○以小鈴著其尾、万葉十七、思、故、逸、鷹と云、歌、小、矢、形、尾、乃、
安我、大、黒、爾、之、良、奴、里、能、鈴、登、里、都、氣、底、同、十九、白、大、鷹、歌、小、白、塗、之、小、鈴、毛、由、良

其尾居腕上、獻于天皇、是日幸百
舌鳥野、而遊獵、時雌雉多起、乃放
鷹、令捕、忽獲數十雉、是月甫定鷹
甘部、故時人、號其養鷹之處、曰鷹
甘邑也

爾云々○百舌鳥野と和泉国大鳥郡に在り、此地名の起り、六十七年、紀不出たるを、此云、及びおしたるあり○十雄、原本十を干ふ作り、通證不改、たろふ従ふ○鷹甘邑、攝津志住吉郡、鷹合村にあり、是あり

丙申五日○茨田堤、上小見色

乃○鴈産之、万葉二、鳥、立、飼之、雁乃兒、栖立去者、蜻蛉

日記ふ、か、子の見ゆると、あ、十づ、重

める業を、い、でせむ、名義、鳴聲をとれり、後撰集ふ、行かへ、あ、も、

使、令、視、曰、既、實、也、天、皇、於、是、歌、以、問、武、内、宿、禰、曰、多、菴、者、破、屢、宇、知、能、阿、曾、儺、虛、曾、破、豫、能、等、保、臂、等、儺、虛、曾、波、區、珥、能、那、餓、臂、等、阿、者、豆、辭、菴、擲、菴、等、能、區、珥、珥、箇、利、古

武等、儺波、企箇、輸、擲

武内、宿禰、答歌曰、夜、輸、瀨、始、之、和

我、於、朋、枳、瀨、波、于、陪、儺、于、陪、儺、和

例、烏、斗、波、輸、儺、阿、企、菟、辭、摩、擲、菴

等、能、俱、珥、珥、箇、利、古、武、等、和、例、破

然、ど、同、書、ハ、陽、知、之、と、書、ル

るも、多りども、
其意として

枳箇儒

悪からじ、散木集ふ、つれむかし、すべらむ、八隅をあらしめして、九重みはし
まし、云々、猶うゝ不例多うを○和我於朋枳潞波也、我大君者あり○于陪離
于陪離也、諾々、みて、上み汝こそ世の遠人と、詔るを諾ひたるあり、諾々、重
たる例也、万葉十三み見むなむ○和例烏斗波輪離也、我み問ふを延たるみて、
離也、歎息の辞あり、万葉十二み、吾者將戀名、後者相宿友、古今み蟬のさへ、まけ
むうぬし、ふ夏衣、ふど引、不堪む、初問我、と云、へおを、我を問ふと云、古言の一
格みて、万葉廿み、多良知禰乃、波波乎和加例三と、ちるも、母み別とてあり、古今
み逢坂みて人を別とり、とちるも人み別とり、あり、此例も多し○阿企菟
辞摩椰莽等能俱珥珥箇利古武等、以上三句上み見むなむ○和例破枳箇儒也、
我者不聞あり、按み此大臣也、此件を限として、此紀み終を洩せ、天書み仁德
天皇、七十八年夏四月、大臣武内薨、歴六帝年三百有餘歳、扶桑略紀み、仁德天皇
五十五年、大臣武内宿祢、春秋二百八十二歳薨、公卿補任み、武内宿祢薨、年未詳
在官二百四十四年、春秋二百九十五歳、但薨所并日時人不知之、十訓抄み、仁德
天皇五十五年薨、六代の朝み仕て、征年二百八十二、在官二百四十四年と、ちる
も、扶桑略記と、公卿補任とを併たる傳あり、帝王編年紀み、七十八年薨、一説以
景行天皇九年生、至此歴年三百一十二歳、因幡風土記み、難波高津宮治天下、五

十五年春三月、大臣武内宿祢、御歳三百六十餘歳、當国御下向、於龜金、双履殘、御
隱所不知、蓋聞因幡国法美郡、宇陪山麓有神、社也、宇陪神社、是武内宿祢之靈也、
昔武内宿祢平東夷、還宇陪山之後、不知所終、云々、此傳を八幡愚童訓み記せれ
と、誤多し、水鏡み、仁德天皇五十五年と申し、武内大臣失ふき、二百八十みぞ
あり、終いし云々、海東諸国記み、仁德天皇五十五年、大臣武内死、三百四十歴在
六朝、五雜俎み、日本紀、武内三百七歳云々、按み景行天皇三年二月、紀み、屋主忍
男武雄心命、詣之、居于阿備、柏原、住九年、則娶紀直遠祖、菟道彦之女影媛、生武内
宿祢と、ちるも、生し、此九年の内あり、ちるも、仮み其翌年として、薨年を仁
德天皇五十五年と定め、算む、二百九十四歳
あはべし、水鏡み二百八十と記せるも、疑とし

五十二年、新羅不朝貢、夏五月、遣

上毛野君祖、竹葉瀨、令問其闕貢、

是道路之間、獲白鹿、乃還之、獻于

天皇、夏改日而行、俄且重遣竹葉

上毛野朝臣、豊
城入彦命五世、
孫多奇波世君
之後也○白鹿、
推古紀み、越
後国獻白鹿一

頭云々、治部式
祥瑞條、白鹿
を上瑞ふ入、た
る。○固塞、和名
抄、塞、險惡之
處、所以隔内外、
也、和名曾古と
り、とど、名義を
考、え、ず

瀨之弟田道、則詔之曰、若新羅距
者、舉兵擊之、仍授精兵、新羅起兵
而距之、爰新羅人、日日挑戰、田道
固塞而不出、時新羅軍卒一人、有
放于營外、則掠俘之、因問消息、對
曰、有強力者、曰百衝、輕捷、猛幹、每
爲軍右前鋒、故伺之、擊左、則敗也、
時新羅空左、備右、於是田道連精
騎擊其左、新羅軍潰之、因縱兵乘

伊寺水門、續紀
二十八、陸奥
国所奏、即知伊
治城作了云々、
置陸奥国栗原
郡、本是伊治城
也云々、同廿九
日本後紀五等
みも、見、ま、と
む、伊、寺、を、伊、治
み、お、あ、じ、ま、う
と思ひしりど、
栗原郡、を、海、邊
み、遠、り、れ、む、水

之、殺數百人、即虜四邑之人民、以
歸焉、
五十五年、蝦夷叛之、遣田道令擊、
則爲蝦夷所敗、以死于伊寺水門、
時有從者、取得田道之手、纏與其
妻、乃抱手纏而縊死、時人聞之、流
涕矣、是後蝦夷亦襲之、略人民、因
以掘田道墓、則有大蛇發、瞋目、自
墓出、以咋蝦夷、悉被蛇毒、而多死

門てふふと如
 何、或人そ同因
 石、卷小、田道の
 古墳、ありと云、
 然らむ論、不
 及む、○手纏、
 字の如し、和名抄射藝、具小、鞆、射臂皆也、多末岐、一云小手とあり、三代實録十七
 不、勅、充、壹、岐、嶋、曾、并、手、纏、各、二、百、具、按、小、田、道、を、古、今、獨、歩、の、忠、臣、あ、る、り、も、死、て
 も、賊、を、平、た、る、實、ふ、古、今、獨、歩、の、忠、臣、ま
 る、り、も、○報、讎、原、本、讎、を、讎、ふ、誤、り、り、
 荒、陵、を、難、波、四
 天王寺の西南
 小在、俗、小、茶
 白山と云、土人
 傳、云、仁、德、天、皇
 あり、あ、じ、め、陵
 地、を、定、め、り、む、と、此、ふ、築、し、め、た、ま、む、し、り、と、御、心、小、お、ぼ、し、よ、ら、む、と、し、て、廢、め、り、
 し、と、ぞ、○末、合、も、連、理、あ、り、治、部、式、祥、瑞、條、小、木、連、理、を、下、瑞、ふ、入、ま、た、り、○吳、國
 亡、唯、一、二、人、得、免、耳、故、時、人、云、田
 道、雖、既、亡、遂、報、讎、何、死、人、之、無、知
 耶

五十八年夏五月、當荒陵、松林之
 南、道、忽、生、兩、壑、木、挾、路、而、末、合、冬
 十月、吳、國、高麗國、並朝貢

朝貢と、雄略天皇六
 年、紀、併、見、は、べ、し
 白鳥、陵、守、も、河
 内、國、古、市、郡、小
 在、る、を、云、る、小
 や、職、員、令、諸、陵
 司、小、正、一、人、掌
 諸、陵、及、陵、戸、名
 籍、事、と、云、る、陵
 守、も、陵、戸、守、戸
 を、兼、た、る、稱、○
 役、丁、の、丁、を、
 ヨ、ボ、ロ、と、よ、め
 る、も、脚、骨、の、強
 く、脚、力、小、堪、た、る、よ、り、負、た、り、陵、戸、も、不、課、戸、あ、り、こ、と、戸、令、小、見、を、た、り、○化、白
 鹿、雄、略、紀、小、文、石、小、麻、呂、が、白、狗、小、化、し、と、相、類、た、り、か、る、例、支、那、書、小、も、
 又、天、中、記、小、異、苑、を、引、て、曰、都、陽、樂、安、有、人、姓、彭、世、云、々、化、成、白、鹿、隋、書、五、行、志、小、
 霍、州、有、老、翁、化、爲、猛、獸、論、衡、小、魯、公、牛、哀、病、化、虎、唐、書、五、行、志、小、涪、州、民、范、端、化、爲、
 ○日本紀標注卷之十一
 ○四十

六十年冬十月、差白鳥、陵守等、充
 役、丁、時、天、皇、臨、于、役、所、爰、陵、守、目
 杵、忽、化、白、鹿、以、走、於、是、天、皇、詔、之
 曰、是、陵、自、本、空、故、欲、除、其、陵、守、而
 甫、差、役、丁、今、視、是、恠、者、甚、懼、之、無
 動、陵、守、者、則、且、授、土、師、連、等

虎、五雜俎云、化為狼者、太原王舍母也、亦曰、故舉ふいとほつらづ、○是陵自本空
とも、白鳥陵も三陵とも、空陵あり、ゆゑあり、故、陵戸をふりしを、其後置
ひ又此六十年、廢、治へれど、怪異ふよ、動もふると宣し、治へ、初、陵戸
の早、見、た、る、も、天書神武天皇十二年、夏六月の処、帝行幸于日州、拜皇祖皇
考等、陵、令、守護之、矣、と、り、是、を、じ、め、あ、ら、べ、し、諸、陵、式、も、能、哀、野、陵、と、載、て、
外、二、陵、を、略、り、る、も、當、時、能、哀、野、を、主、と、立、せ、り、と、御、制、を、記、せ、は、あ、り、

遠江内宮年中
行事、歌、ふ、止、保
多不美と、り、る、
遠津、淡、海、の、約、
多、り、然、る、も、此、国、
ふ、湖、水、有、り、上、
代、を、淡、海、国、と、
云、り、む、式、も、同、
国、磐、田、郡、淡、海、
国、玉、神、社、三、代、
實、録、十、ふ、淡、海、石、井、神、社、ま、ど、見、込、ち、り、切、同、名、の、国、二、所、ふ、り、る、ゆゑ、京、よ、り、遠、
近、を、以、て、遠、津、淡、海、近、津、淡、海、と、も、呼、分、り、る、然、る、も、和、名、抄、ふ、遠、江、止、保、太、阿、不、三、

六十二年夏五月、遠江國司表上
言、有、大、樹、自、大、井、河、流、之、停、于、河
曲、其、大、十、圍、木、一、以、末、兩、時、遣、倭、
直、吾、子、籠、令、造、船、而、自、南、海、運、之、
將、來、于、難、波、津、以、充、御、船、也、

と注し、人九集、ふ、国名を隠して、ふぬゆすふ、たほたりふと、ふ種まきて等、何と
も阿、字、衍、て、切、語、の、格、を、誤、り、り、○国司も、御言持、ふ、て、詔、を、執、持、其、国、不、政、お、つ
て、ふ、義、あり、か、く、て、上、代、を、国、造、を、置、治、ひ、し、を、此、件、及、雄、略、紀、ふ、国、司、郡、司、と、記
し、清、寧、紀、ふ、播、磨、国、司、ふ、ど、見、込、た、れ、む、国、造、ふ、る、国、も、既、国、司、を、任、治、ひ、し、ふ
や、○大井河も、遠江と駿河と
の、間、に、在、り、て、人、よ、く、知、り、り、

額田大中彦皇
子も、應神天皇
の御子○鬮鷄
和名抄大和国
山邊郡郷名都
介、式、不、同、郡、都
祁山口神社○
鬮鷄稻置、記、ふ
神八井耳命、都
祁直之祖、と、り、
○冰室字の
如し、堀川百首

是歲額田、大中彦、皇子、獵、于、鬮、鷄、
時、皇、子、自、山、上、望、之、瞻、野、中、有、物、
其、形、如、廬、仍、遣、使、者、令、視、還、來、之、
曰、窟、也、因、喚、鬮、鷄、稻、置、大、山、主、問、
之、曰、有、其、野、中、者、何、窟、矣、啓、之、曰、
冰、室、也、皇、子、曰、其、藏、如、何、亦、奚、用、

みつけの野ふ、大山主が、とさめたる、氷室を、今も、絶せざりける、大和志み、氷室、址と云、る、歎、敷見、迄たり、○茅、菽、ふの、菽を、ス、ギと訓、る、こと、神功紀、み注せて、○御所、北山抄取、御馬、條ふ、外記申、候、御馬、解文之由、就、御所、令、奏、問、後漢書五行志、御所居、殿後、槐樹、皆六、七、圍、飛驒國、諸國名、義考子、挽、手、人、より、負、たる、名、ふるべしと云、

焉、曰、掘、土、大、餘、以、草、蓋、其、上、敦、敷、茅、菽、取、冰、以、置、其、上、既、經、夏、月、而、不、泮、其、用、之、即、當、熱、月、漬、水、酒、以、用、也、皇、子、則、將、來、其、冰、獻、于、御、所、天、皇、歡、之、自、是、以、後、每、當、季、冬、必、藏、冰、至、春、分、始、散、冰、也、
六十五年、飛驒國、有、一、人、曰、宿、儼、其、爲、人、壹、體、有、兩、面、面、各、相、背、頂、合、無、項、各、有、手、足、其、有、膝、而、無、臍、踵、力、多、以、輕、捷、左、右、佩、劍、四、手、並、用、弓、矢、是、以、不、隨、皇、命、掠、略、人、民、爲、樂、於、是、遣、和、珥、臣、祖、難、波、根、子、武、振、熊、而、誅、之、

己未考、え、○壹體有兩面、後漢書五行志、長安、女子、生、兒、兩、頭、異、頭、面相、鄉、四、臂、共、面、唐書五行志、涇州、獻、二、小、兒、連、心、異、體、隋書五行志、臨、漳、有、婦、人、產、子、二、頭、共、體、酉、陽、雜、俎、雜、集、涼、西、縣、百、姓、妻、生、一、子、四、手、四、足、一、身、分、兩、面、云々、猶、引、出、る、ふ、違、つ、ら、ぬ、を、略、海、外、ふ、も、か、不、不、具、の、も、此、多、り、り、○難、波、根、子、武、振、熊、按、不、武、振、熊、も、百、八、十、七、年、前、神、功、元、年、紀、不、見、迄、た、れ、む、其、子、孫、ま、る、ほ、し、甲、申、五、日、○石、津、原、和、名、抄、不、和、泉、國、大、島、郡、鄉、名、石、津、以、之、

六十七年冬十月、庚辰朔甲申、幸、河、内、石、津、原、以、定、陵、地、丁、酉、始、築、

都と注し、式子
同郡石津太社
神社、志石津
村の、爰石河
内と記せば、
和泉國を置、
マシ、前ふと
ふり○丁酉十
八日○役民、原
本民を氏、小作
り類聚國史、小
類、て改む○百
舌鳥耳原、本草
綱目、百舌の一
名を及舌とも、
鷓鴣とも記し、
同集解、百舌、
今之鶯也、時珍
曰、百舌處處有
之、居樹孔窟、
穴中、狀如鴿、
而小身、累長、
灰黑色、微有斑
點、喙亦尖、黑
行、則頭俯、云々
と有り、故、百舌
をウグヒスとも
モズともよめど、
是、別鳥あり、然
れども、和名抄、
鴿一名鷓、漢語
抄、云、伯勞、毛
受、日本紀私記、
云、百舌鳥と有り
と、古よりモズ、
不當、て呼ぶ、ら
へて、和泉志、大
鳥郡、毛受、菫、
り、耳原、今、
隠れて聞、
吉備中國、和名
抄、備中、吉備

陵、是日有鹿、忽起野中、走之、入、
民之中、而仆死、時異其忽死、以探
其瘻、即百舌鳥、自耳出、之飛去、因
視耳中、悉咋割、剥、故號其處曰百
舌鳥耳原者、其是之緣也

是歲於吉備中國、川嶋河、派有大

乃美知乃奈加
と注せり○川
嶋河、應神紀
小、川嶋縣と
有、原本嶋を鳴
小作り、今一
本、不從ふ○大
嶋、和名抄、小、蛟
龍、屬也、美豆知
日本紀、用大嶋
二字と有り、是
れ後世名のみ
遺り、其物を知
る人、ふし、字書
小嶋、龍之有角、
青色也と有り、
年治、按、小嶋、
水蛇、不、大蛇

嶋、令苦人、時路人觸其處、而行、必
被其毒、以多死亡、於是笠、臣、祖、縣
守、爲人、勇悍、而強力、臨派淵、以三
全瓠、投水、曰、汝屢吐毒、令苦路人、
余殺汝、嶋、汝沈、是瓠、則余避、之不
能沈者、仍斬汝、身、時水嶋、化鹿、以
引入瓠、瓠不沈、即舉劍、入水、斬嶋、
夏求嶋、之黨類、乃諸嶋、族、滿淵底、
之岫穴、悉斬之、河水變血、故號其

の水中に在るを云ふ事決し
 ○笠臣、姓氏録に、稚武彦命孫、鴨別命之後也
 ○全歌、上み見をたて
 ○水蛇の水を、大の誤り
 ○化鹿、説苑に白龍下、清冷之淵、化為魚、北史
 李景傳に、有龍見、時變為鐵馬、甲士
 ○岫穴、字書に、岫、山穴也、と注せられた、二字引合て、アナとよむべし
 ○縣守淵、和名抄、備中国、後月郡、鄉名、縣主、安加多と注せ
 て此地ありべし
 ○孤孀、和名抄、大須本、孤孀、無父母也、美奈之古、又寡或曰、孀、夜毛女
 癸卯十六日
 天皇崩、御年を

水、曰、縣守、淵也、當此時、妖氣稍動、
 叛者一二始起、於是天皇夙興夜
 寐、輕賦薄斂、以寬民萌、布德施惠、
 心振困窮、吊死問病、以養孤孀、是
 以政令流行、天下太平、二十餘年
 無事矣

八十七年春正月、戊子朔癸卯、天

脱せて、神皇正統記に、百十歳と記せり、記す
 榎拾參歳と傳、たるをいぶりし
 ○巳丑七日
 ○百舌鳥野陵、諸陵式に、在和泉国大鳥郡、北城東西八町、南北八町、陵戸五畑と有り、是れ塚の東に在り、土人大山陵と稱し、所法
 ぬく人
 知とり

皇崩、冬十月癸未朔巳丑、葬于百舌鳥野陵



日本紀標注卷之十一終

○日本紀標注卷之十一 ○四十四

日大... 部... 卷... 十... 官... 第... 之... 第... 之...

... 皇... 帝... 崩... 冬... 十... 日... 癸... 未... 晦... 日... 庚... 子... 庚... 子... 百...



清... 七... 月... 六... 日... 刻...

